

# 資料編

**資料編** 我が国の出入国在留管理制度の概要

- 統計**
- (1) 主な在留資格ごとの国籍・地域別新規入国者数・中長期在留者数の推移
  - (2) 主な国籍・地域ごとの在留資格別新規入国者数・在留の資格別在留外国人数の推移

**巻末付録** 2009年4月1日以降の主な出来事

**索引**

## 資料編

# 我が国の出入国在留管理制度の概要

## 第1節 目的と根拠法令

入管法は、その第1条において、「本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。」と規定している。

この「出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理」とは、ルールを守る外国人の円滑な受入れと我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・滞在の阻止をバランスよく適正に実現させることを意味するものであり、この目的を達成するため、入管法は在留資格制度を整備し、高度な専門技術を有する外国人等を円滑に受け入れることとする一方で、退去強制手続を整備し、我が国で犯罪を犯す外国人等に対しては厳正に対処することとしている。

なお、2019年4月に施行された入管法等改正法により、前記の本法の目的のうち、「本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理」が加わったが、これは、近年の在留外国人の増加に加え、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設に伴い、より一層外国人の在留を公正に管理することの重要性が高まるところから、出入国の管理のみならず、本邦に在留する外国人の在留の公正な管理も重要な目的であることを明確に表現するため、新たに加えることとしたものである。

また、「難民の認定手続を整備」については、1981年に我が国が難民条約に加入し、難民認定制度が出入国在留管理行政に含まれることとなったことから追加されたものである。一方で、近年、紛争避難民のように、迫害を受けるおそれがある理由が、難民条約上の5つの理由である人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のいずれにも該当せず、難民条約上の「難民」に該当しないものの、保護を必要とする外国人が存在している。このような、難民条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護する制度として、補完的保護対象者の認定制度を2023年12月1日から開始した。

その他入管法関連の主要な法令としては、特別永住者に関する入管法の特則を定めた入管特例法、市町村における法定受託事務等を定めた入管法施行令・入管特例法施行令、入管法・入管特例法の実施に関する手続等を具体化した入管法施行規則・入管特例法施行規則、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して定められる上陸基準省令などがある。

## 第2節 全ての人の出入（帰）国審査手続

### 1 外国人の出入国手続<sup>(注1)</sup>

日本国籍を有しない外国人（無国籍者を含む。）が我が国に入国する場合、有効な旅券で、原則として海外にある日本国大使館等で取得した査証（ビザ）<sup>(注2)</sup>を受けたものを所持した上で、出入国港<sup>(注3)</sup>において、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸許可の証印を受けな

(注1) 外国人が我が国の「領海又は領空に入ること」を入国、我が国との「領土内に足を踏み入れること」を上陸という。したがって、出入国港において、いわゆる「入国審査」の結果、外国人に与えられる入国・在留のための許可のことを入管法上は「上陸許可」という。

外国と国境を接している国では、入国とは外国人が国境を越えて領土内に入ることであり、これに加えて、上陸という概念を区別する必要はない。しかしながら、四方を海に囲まれた我が国においては、両者を区別して用いている。

(注2) 本邦に上陸しようとする外国人の申請に基づき、日本国領事官等が一定の条件の下に、旅券の所持人が正当な理由と資格があつて旅行するものであることを、所定の形式により当該旅券上に証明するものをいう。

(注3) 外国人が出入国できる特定の港又は飛行場（入管法第2条第8号）をいう。入管法施行規則において具体的な出入国港を規定しており、2024年4月1日現在、港は127、飛行場は32となっている。

ければならない。また、我が国から出国する場合は、出国の確認を受けなければならない。上陸審査の結果、旅券や査証が偽変造されたものであるなど有効とはいえない場合、我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽であると認められる場合、過去に麻薬等の犯罪で刑に処せられたことがあるなど入管法（第5条）に列挙された上陸拒否事由に該当する場合などは、我が国への上陸を拒否される。この上陸拒否事由は、我が国の安全・安心を脅かす外国人の上陸を禁止する目的で定められたものである。

このような一般的な外国人の出入国手続のほか、入管法は、特例上陸許可<sup>(注1)</sup>という簡易な上陸許可制度を定めている。

### 外国人の入国の要件

([https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/youken\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/youken_00001.html))

## 2 外国人の入国（上陸）審査手続<sup>(注2)</sup>

我が国における外国人の上陸審査手続においては、外国人が上陸のための条件に適合していることを自ら十分に主張・立証する機会が与えられており、その審査が慎重に行われるよう、三審制の仕組みとなっている（図表95）。

### 外国人の上陸手続

([https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zyouriku\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zyouriku_00001.html))

### 上陸拒否事由

([https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/kyohi\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/kyohi_00001.html))

#### （1）入国（上陸）審査

入国審査官は、外国人から上陸の申請があり、当該外国人（特別永住者等を除く。）が個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供義務を履行（入管法第6条第3項）したときは、当該外国人が上陸のための条件（①有効な旅券を所持すること、②査証が免除されている場合を除き、当該旅券に有効な査証を受けていること、③我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽のものでなく、入管法別表に掲げる在留資格のいずれかに該当し、かつ、一部の在留資格については上陸基準省令で定める上陸許可基準に適合すること、④申請された在留期間が法務省令の規定に適合すること、⑤上陸拒否事由に該当しないこと）（入管法第7条第1項）に適合するか否かを審査し、これらの上陸のための条件に適合していると認定したときは、在留資格・在留期間を決定し、その所持する旅券に上陸許可の証印（入管法第9条第1項）を行うこととなる。

この上陸審査時における個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供については、2006年の入管法改正により義務付けられたものである（2007年11月20日施行）。

#### （2）口頭審理

上陸の申請を行った外国人が、出入国港において入国審査官に個人識別情報を提供しなかつた場合又は入国審査官による上陸の審査を受けた結果、上陸のための条件に適合していると認定されなかった場合には、特別審理官<sup>(注3)</sup>に引き渡されて、口頭審理を受けることになる（入

(注1) 特例上陸許可については、本節4参照。

(注2) 入国審査官による「入国（上陸）審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを合わせて広い意味での入国（上陸）審査手続と呼んでいる。

(注3) 入国審査官のうち、上陸審査手続及び退去強制手続における口頭審理を担当させるため、出入国在留管理庁長官が指定した者をいう。

管法第7条第4項、第9条第6項、第10条第1項)。

口頭審理の結果、特別審理官により上陸のための条件に適合していると認定されたとき（入国審査官に個人識別情報を提供しないことにより特別審理官に引き渡された者については、個人識別情報提供義務免除対象者に該当すると認定された場合又は特別審理官に対し個人識別情報を提供した場合に限る。）には、直ちに上陸が許可される（入管法第10条第8項）。

### (3) 異議の申出

他方、上陸のための条件に適合しないと認定された外国人は、これに服するか、あるいは不服を申し立てるかいずれかを選択することになる。前者の場合は本邦からの退去を命ぜられるが、後者の場合は認定後3日以内に法務大臣に異議の申出を行うことができる<sup>(注)</sup>（入管法第10条第10項、第11項、第11条第1項）。

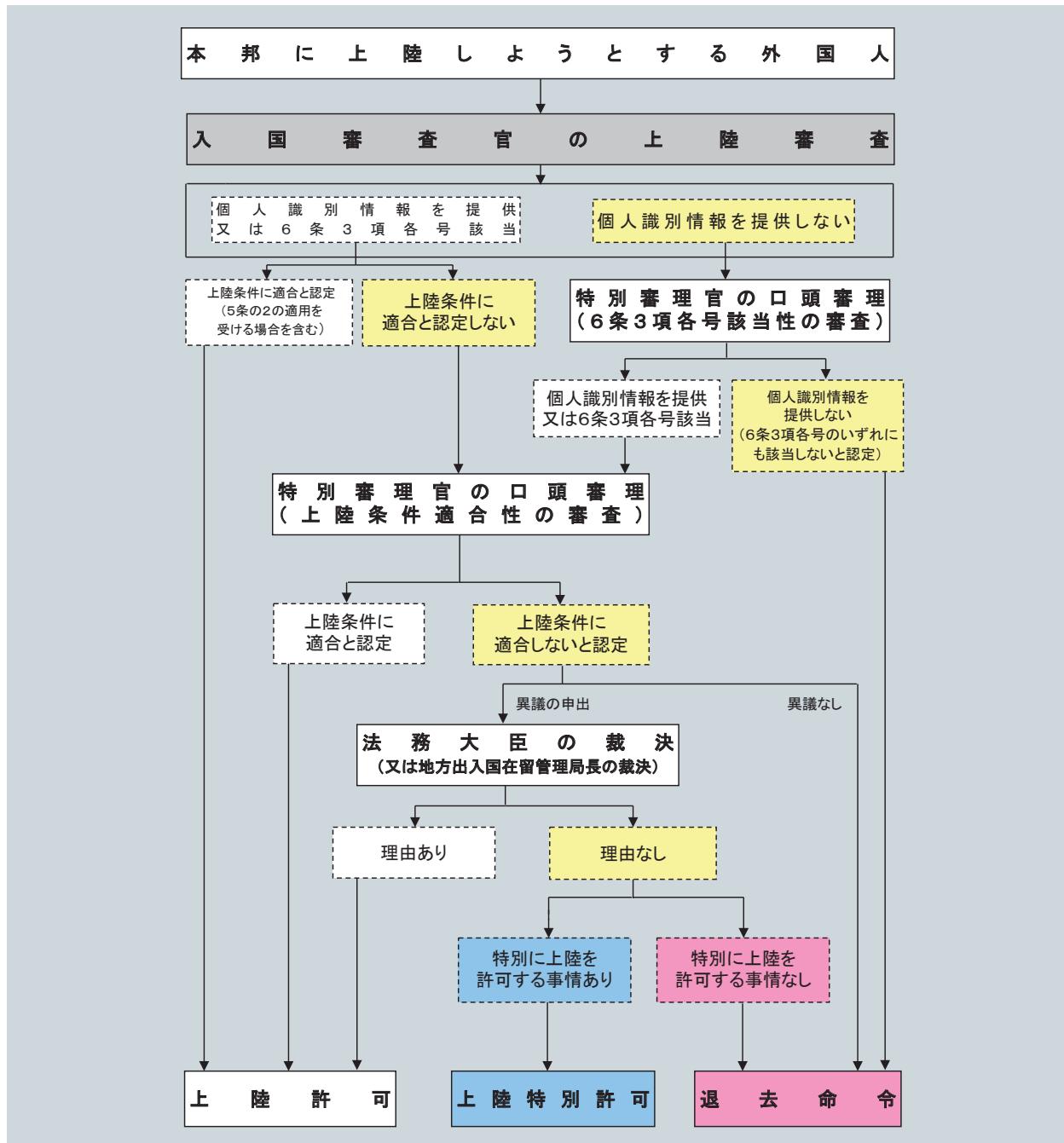
法務大臣は、特別審理官により上陸のための条件に適合しないと認定された外国人から異議の申出があったときは、その異議の申出に理由があるかどうか、すなわち、当該外国人が上陸のための条件に適合しているか否かを裁決する。当該外国人は、異議の申出が理由があるとの裁決があった場合は直ちに上陸を許可されるが、異議の申出が理由がないとの裁決があった場合は本邦からの退去を命ぜられ（入管法第11条第3項、第4項、第6項）、退去を命ぜられた外国人が遅滞なく本邦から退去しない場合には、退去強制手続が執られることになる（入管法第24条第5号の2）。

なお、法務大臣は、異議の申出が理由がないと認める場合でも、その外国人が再入国の許可を受けているとき、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき又はその他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その外国人の上陸を特別に許可することができる（入管法第12条、いわゆる「上陸特別許可」）。

---

(注) 個人識別情報を提供しない者で、免除事由に該当しない者については、異議の申出は認められず、口頭審理において本邦からの退去を命ぜられる（入管法第10条第7項）。

図表95 上陸審査の流れ



### 3 入国・事前審査

#### (1) 査証事前協議

査証の発給は外務省の所掌事務であるが、有効な査証を所持することが上陸のための条件の1つとされていることから、査証の発給は出入国在留管理行政と密接な関係にある。

そのため、査証事務を所管する外務省と出入国在留管理を所管する出入国在留管理庁との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の査証申請案件について、必要に応じて外務省から出入国在留管理庁に協議が行われている。この協議を受けた出入国在留管理庁は、提出された書類を検討するほか、国内の受入機関の関係者から事情を聴取することなどによって、外国人が行おうとする活動が入管法別表に掲げる在留資格のいずれかに該当するかどうか、加えて、一定の活動を行おうとする外国人については、法務省令で定める上陸許可基準に適合するかどうかについて審査し、査証を発給することが適当か否かに関する出入国在留管理庁意見を外務省に回答している（**図表96の1**）。

#### (2) 在留資格認定証明書

外国人は、原則として来日前に海外にある日本国大使館等（在外公館）で査証の発給を受けなければならないが、「短期滞在」の在留資格に関するものなど在外公館限りで査証が発給されるものを除いては、在外公館で受理した査証申請書類が我が国へ送付され、国内で審査の上、査証を発給してもよいとの意見が回付されなければ査証が発給されないため、申請から査証発給までに相当の日数を要するのが通例である。

そこで、入国審査手続の簡易・迅速化を目的とした在留資格認定証明書制度が設けられた。この制度は、1990年施行の改正入管法により導入したものであり、「短期滞在」及び「永住者」を除く在留資格で、外国人本人又はその代理人からあらかじめ日本国内で申請がなされた場合に、その外国人に在留資格の該当性があるか、また、一定の活動を行おうとする外国人については上陸許可基準への適合性が認められるなど、事前に審査を行い、在留資格該当性及び基準適合性があると認めるときはその旨の証明書を交付し、その外国人はこれを提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができるというものである（入管法第7条の2）。

この制度では、査証事前協議制度と異なり、全ての事前審査の手続を日本国内で行うことから、書類の送付等に要する時間が大幅に省略され、手続が迅速に行われることとなる（**図表96の2**）。

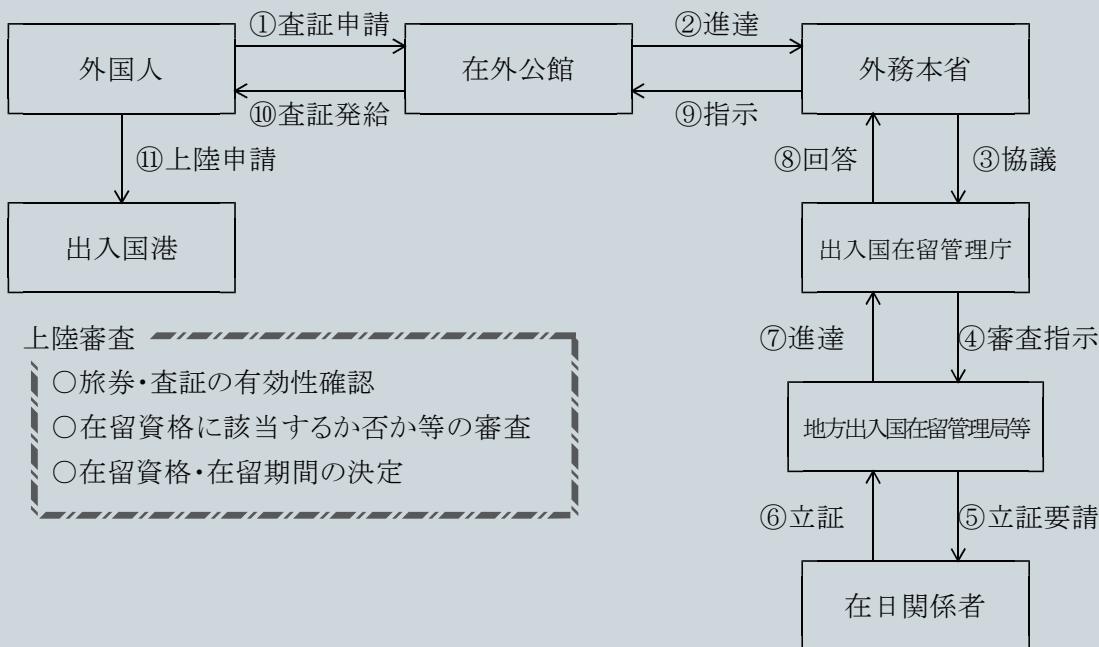
なお、利便性向上等を図る目的で、2023年3月から在留資格認定証明書の電子的な交付を開始するとともに、上陸申請において同証明書写しの提出等を可能とする措置を講じた。

在留資格認定証明書交付申請

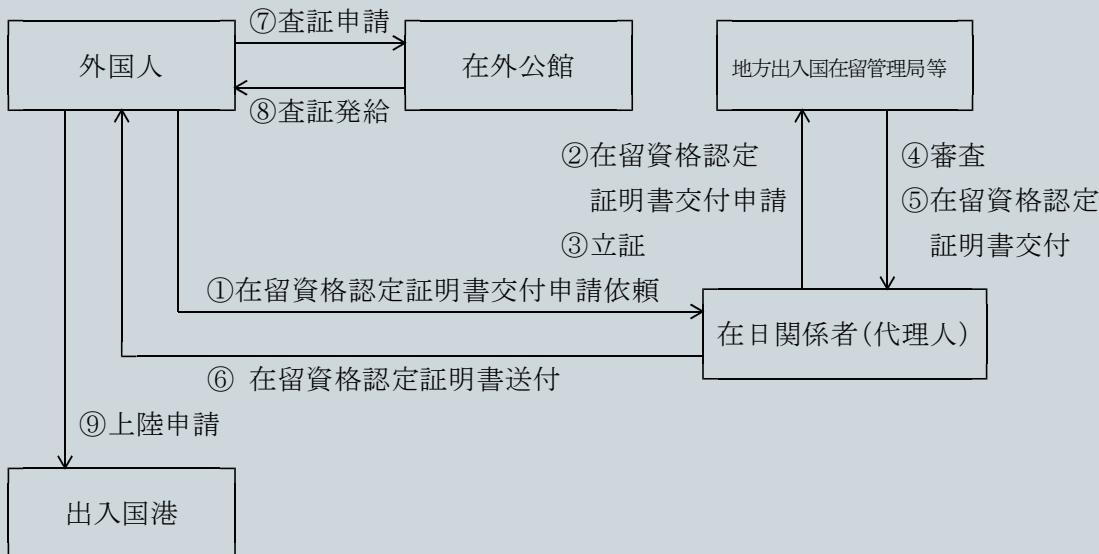
（<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html>）

図表96 査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手続の流れ

## 1 査証事前協議



## 2 在留資格認定証明書交付申請



## 上陸審査

- 旅券・査証の有効性確認
- 在留資格認定証明書を所持する者については  
在留資格に関し原則として審査省略
- 在留資格・在留期間の決定

**4 特例上陸許可**<sup>(注)</sup>

外国人は、旅券及び査証を有していることに加えて、在留資格に関する上陸のための条件に適合し、在留資格を決定されて我が国に上陸することが原則であるが、特例上陸の許可は、この原則に対する例外として、船舶・航空機の外国人乗員や外国人乗客等に対し、一定の条件を満たす場合に、簡易な手続により一時的な上陸を認めるものである。その目的はいずれも、我が国における滞在が短期間（又は短時間）である外国人に対し、上陸手続の簡素化を図ることのものである。ただし、簡素な手續で適正な滞在を確保することの担保として、上陸時間や行動の範囲などに関して、必要な制限が課される。

**(1) 寄港地上陸の許可**

船舶等を乗り継いで他国へ行く外国人乗客の利便を図るものである。我が国を経由して他の国へ行こうとする外国人が、乗継ぎの際、買い物や休養等のために寄港地（空港又は海港）の近くに一時的に上陸する場合に、72時間の範囲内で与えられる。我が国が最終目的地であって経由地でない場合には、この許可の対象にはならない（入管法第14条）。

**(2) 船舶観光上陸の許可**

出入国在留管理庁長官が指定するクルーズ船（指定旅客船）の外国人乗客の利便を図るものである。指定旅客船に乗っている外国人が、観光のため上陸する場合に、当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間7日又は30日を超えない範囲内で与えられる（入管法第14条の2）。

**(3) 通過上陸の許可**

船舶等の外国人乗客の利便を図るものである。我が国の2つ以上の出入国港に寄港する船舶に乗っている外国人が、1つの寄港地で上陸し、陸路で移動しながら観光した後、他の出入国港で同じ船舶に帰船して出港する場合、あるいは、我が国を経由して他の国へ行こうとする外国人乗客が、乗ってきた船舶・航空機の寄港地で上陸し、その周辺の他の出入国港から他の船舶・航空機で出国する場合に、それぞれ15日又は3日の範囲内で与えられる（入管法第15条）。

**(4) 乗員上陸の許可**

船舶等の外国人乗員の利便を図るものである。船舶等に乗っている外国人乗員が、乗換えや休養等の目的で寄港地に一時的に上陸する場合に、7日又は15日の範囲内で与えられる。

また、頻繁に我が国出入国港から上陸する外国人乗員のために、数次乗員上陸許可の制度も設けられている（入管法第16条）。

**(5) 緊急上陸の許可**

船舶等に乗っている外国人乗客及び乗員の緊急事態に迅速に対処するためのものである。外国人が、病気、負傷等の身体上の事故の治療等を受けるために緊急に上陸する必要がある場合に、その事由がなくなるまでの期間与えられる（入管法第17条）。

**(6) 遭難による上陸の許可**

船舶等の遭難に迅速に対処するためのものである。船舶等の遭難、不時着等により、これらに乗っていた外国人の救護その他の緊急の必要がある場合に30日の範囲内で与えられる（入管法第18条）。

(注) 一時庇護のための上陸の許可については、後記第6節4参照。

## 5 日本人の出帰国手続

出入国在留管理行政は、全ての人の出入国の公正な管理を図る役割を担っていることから、入管法は、日本人の出帰国手続に関しても定めている。

日本人が国外へ出国する場合、出入国港において、入国審査官から出国の確認を受け、また、帰国する場合は、入国審査官から帰国の確認を受けなければならないこととなっている（入管法第60条、第61条）。

## 第3節 外国人の在留審査

### 1 在留資格制度

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある。この在留資格は、多岐にわたる外国人の活動等をあらかじめ類型化し、我が国でいかなる活動等をすることを目的としていれば入国・在留が可能であるかを明らかにしているものである。このような仕組みを在留資格制度と呼び、我が国の出入国在留管理制度の基本となっている（**図表97**）。

在留資格は、次のように大別できる。

- ① その外国人が我が国で行う活動に着目して分類された在留資格（入管法別表第一の上欄の在留資格（活動資格））
- ② その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格（入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格））

前者は、その外国人が「何をするか」がポイントであり、後者は、その外国人が「どのような身分であるか」がポイントであるといえる。

また、我が国は、原則として、専門的な技術、技能又は知識を活かして職業活動に従事する外国人の入国・在留は認めるが、これら以外の外国人労働者の入国・在留を認めないこととしているので、上記①については、就労活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動）ができるものと、原則として就労活動が認められないものに分類できる。

なお、上記②は就労を目的とする在留資格ではないが、その活動内容には制限がないことから、就労活動に従事することも可能である。

さらに、在留資格のうち、活動内容からみて我が国の産業及び国民生活に影響を与えるおそれのあるものについては、上陸基準省令で定める上陸許可基準に適合しなければ、我が国への上陸が認められない。

図表97 在留資格一覧表（2024年4月1日現在）

別表第一「活動資格」

一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表團構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

二の表（就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	<p>1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの</p> <p>イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動</p> <p>ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>2号 前号に掲げる活動を行つた者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項までに掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、介護の項、興行の項、技能の項若しくは特定技能の項の第2号に掲げる活動（イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）</p>	優れた業績を挙げた研究者、高度な専門資格を有する会社員、相当規模の企業経営者等	1号 5年  2号 無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことできないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	外国法務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月

研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までに掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は30日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
特定技能	1号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 2号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	1号 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人 2号 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	1号 法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲） 2号 3年、1年又は6月
技能実習	1号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第8条第1項の認定（技能実習法第11条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習法第8条第1項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第2項第1号に規定する第1号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）に係る業務に従事する活動 ロ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第4項第1号に規定する第1号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 2号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 3号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第2項第3号に規定する第3号企	技能実習生	1号 法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲） 2号及び3号 法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）

	業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 □ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第2条第4項第3号に規定する第3号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
--	---	--	--

三の表 (非就労資格)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(四の表の留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。)	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表 (非就労資格、上陸許可基準の適用あり)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学校部、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の小学校部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生又は生徒	法務大臣が個々に指定する期間(4年3月を超えない範囲)
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(二の表の技能実習の項の第1号及びこの表の留学の項に掲げる活動を除く。)	研修生	外国において医師、看護師又は診療放射線技師に相当する資格を有し、一定の要件を満たす者 2年、1年、6月又は3月  上記以外の者 1年、6月又は3月
家族滞在	一の表、二の表又は三の表の在留資格(外交、公用、特定技能(二の表の特定技能の項の第1号に係るものに限る。)、技能実習及び短期滞在を除く。)をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、デジタルノマド等	特定活動告示で定める活動を指定される者 5年、3年、1年、6月又は3月  上記以外の者 法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

別表第二「居住資格」(在留活動の制限なし)

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月

永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	定住者告示で定める地位の者 5年、3年、1年又は6月  上記以外の者 法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

## 2 在留審査

我が国に在留する外国人が、当初の在留目的とは異なる新たな目的のために在留することや、当初与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望する場合等には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、所定の許可を受ける必要がある。具体的には、(1) 在留資格の変更許可、(2) 在留期間の更新許可、(3) 永住許可、(4) 在留資格の取得許可、(5) 再入国許可及び(6) 資格外活動の許可があり、これらの判断を行うのが在留審査である。

(1)から(4)の許可は、法務大臣（法務大臣から委任を受けた出入国在留管理庁長官又は出入国在留管理庁長官から委任を受けた地方出入国在留管理局長）が行い、(5)及び(6)の許可は、出入国在留管理庁長官（出入国在留管理庁長官から委任を受けた地方出入国在留管理局長）が行うこととされている（入管法第69条の2）。

### (1) 在留資格の変更許可

我が国に在留する外国人が、在留目的とする活動を変更することを希望する場合には、新たな活動を行う前に在留資格変更許可申請を行い、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある（入管法第20条）。

#### 在留資格変更許可申請

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>)

### (2) 在留期間の更新許可

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格を変更することなく、在留期限到来後も引き続き滞在することを希望する場合には、在留期限までに在留期間更新許可申請を行い、在留期間の更新許可を受ける必要がある（入管法第21条）。

#### 在留期間更新許可申請

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>)

### (3) 永住許可

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの永住許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得許可申請に対し、一定の条件を満たすと認められる場合に許可される（入管法第22条）<sup>(注1及び2)</sup>。

#### 永住許可申請

[\(https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-4.html\)](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-4.html)

### (4) 在留資格の取得許可

我が国で出生したり、日本国籍を離脱したりして外国籍となった者や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、当該事由が生じた日から60日を超えて引き続き我が国に在留しようとする場合には、当該事由が生じた日から30日以内に、在留資格取得許可申請を行い、在留資格の取得許可を受ける必要がある（入管法第22条の2）。

#### 在留資格取得許可申請

[\(https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-10.html\)](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-10.html)

### (5) 再入国許可

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続をすることなく、現に有する在留資格及び在留期間のまま出入国することができる（入管法第26条）。

なお、2012年7月9日から、中長期在留者（後記第4節1参照）については、有効な旅券及び在留カードを所持し出国後1年以内に再入国する場合に、また、特別永住者については、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持し出国後2年以内に再入国する場合に、原則としてあらかじめ再入国の許可を受けることを不要とした（入管法第26条の2、入管特例法第23条）。

さらに、2015年1月1日から、「短期滞在」の在留資格を与えられて入国した外国人が、我が国から他国に渡って我が国に戻る航路のクルーズ船（指定旅客船）で出国後、15日以内に当該指定旅客船により再入国する場合には、原則として再入国の許可を受けることを不要とした（入管法第26条の3）。

また、2016年4月1日から、出国の際に提出を求めていた外国人出国記録について、外国人から提示される旅券等によって同一人性等の確認を行うことが可能であることを踏まえ、再入国予定者等を除き、当該書面の提出を不要とするなどの見直しを行った（入管法施行規則第27条等）。

#### 再入国許可申請

[\(https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-5.html\)](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-5.html)

(注1) 永住許可に際しては、①素行が善良であること、②独立の生計を営むに足りる資産又は技能があることという要件を満たし、かつ、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることが必要である。ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、①及び②に適合することを要しない。

(注2) 2005年3月31日に「『我が国への貢献』に関するガイドライン」を策定して出入国在留管理庁ホームページ上に公表しているほか、貢献を認められて永住許可となった事例、不許可となった事例についても同ホームページに掲載している。また、2006年3月31日には「永住許可に関するガイドライン」を新設して永住許可に係る一般的な要件や、在留年数に係る基準を公表している。[\(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan\\_nyukan62-1.html\)](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan62-1.html)

## (6) 資格外活動の許可

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」(就労活動)を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される(入管法第19条第2項)。

なお、2012年7月9日から、上陸審査時に在留資格「留学」を決定された者(「3月」の在留期間が決定された者及び再入国許可による入国者を除く。)は、上陸の許可に引き続いてその場で資格外活動許可の申請を行うことが可能となった。

資格外活動許可申請

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>)

# 第4節 中長期在留者の在留管理制度等

## 1 中長期在留者の在留管理制度

中長期在留者の在留管理制度は、在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人を対象として、出入国在留管理庁長官が在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握するものである。同制度においては、新規の上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等、在留に係る許可に伴い、中長期在留者に対し在留カードを交付している。在留カードには、出入国在留管理庁長官が把握する情報の重要な部分が記載されていることから、記載事項に変更が生じた場合には変更の届出を義務付けており、常に最新の情報が反映されることになっている。

また、在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握するため、中長期在留者による所属機関等に関する届出を義務付け、中長期在留者の所属機関からも情報の届出を受けている。

なお、中長期在留者とは、具体的には、以下の①～⑥のいずれにも当てはまらない外国人をいう(入管法第19条の3)。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③の外国人に準ずる者として法務省令で定めるもの(「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所(台北駐日経済文化代表処等)若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族、デジタルノマド又はその配偶者・子)
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない者

### (1) 在留カード

在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間、就労制限の有無など、出入国在留管理庁長官が把握する情報の重要な部分が記載される(16歳以上の者については顔写真が表示される)。また、在留カードには、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード券面に記載された事項の全部又は一部が記録される(入管法第19条の4)。



在留カード表面



在留カード裏面

## (2) 在留カードに係る届出・申請 (図表98)

### ア 住居地の届出 (注1)

#### (ア) 新規上陸後の住居地の届出

出入国港で新規の上陸許可に伴い交付された在留カード<sup>(注2)</sup>又は「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券（以下「在留カード等」という。）を所持する中長期在留者は、住居地を定めた日から14日以内に、在留カード等を持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の7）。

#### (イ) 在留資格変更等に伴う住居地の届出

これまで中長期在留者ではなかった外国人で、在留資格の変更、在留期間の更新、在留資格の取得等の在留に係る許可を受けて、新たに中長期在留者となった者は、住居地を定めた日（既に住居地を定めている者は、当該許可の日）から14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の8）。

#### (ウ) 住居地の変更届出

住居地を変更した中長期在留者は、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カード等を持参の上、変更後の住居地の市区町村の窓口でその住居地を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の9）。

### イ 住居地以外の記載事項の変更届出

中長期在留者は、氏名、生年月日、性別又は国籍・地域に変更が生じたときは、変更が生じた日から14日以内に、地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、変更の届出を行う必要がある（入管法第19条の10）。

### ウ 在留カードの有効期間の更新申請

「永住者」若しくは「高度専門職2号」の在留資格をもって在留する者又は在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日とされている中長期在留者は、更新期間内（在留カードの有効期間満了日の2か月前から満了日までの間（有効期間の満了の日が16歳の誕生日の前日

(注1) 中長期在留者が、在留カードを提出して、住民基本台帳法に基づく転入届又は転居届をしたときは、入管法上の「住居地の届出」をしたものとみなされることから、改めて「住居地の届出」をする義務はない。

(注2) 新規の上陸許可とともに在留カードを交付することができるるのは、2024年4月1日現在では、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港の7空港である。

とされているときは、6か月前から満了日までの間)に地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの有効期間更新申請を行う必要がある(入管法第19条の11)。ただし、長期の病気療養や海外への長期出張等のやむを得ない理由により、更新期間内に在留カードの有効期間更新申請を行うことが困難な場合には、更新期間前においても、在留カードの有効期間更新申請を行うことができる。

## エ 紛失等による在留カードの再交付申請

紛失、盗難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失ったときは、その事實を知った日(本邦から出国している間にその事實を知った場合は、その後最初に入国した日)から14日以内に、地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付申請を行う必要がある(入管法第19条の12)。

## オ 汚損等による在留カードの再交付申請

所持する在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は在留カードのICチップの記録が毀損した場合には、地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付申請を行うことができる。

所持する在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は在留カードのICチップの記録が毀損していることにより、出入国在留管理庁長官から在留カードの再交付申請命令を受けたときは、当該命令を受けた日から14日以内に、地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付申請を行う必要がある。

また、在留カードの交換を希望する場合には、在留カードが毀損等した場合でなくても再交付申請を行うことができる(入管法第19条の13)。

なお、交換希望により在留カードの再交付を受けるときは、1,600円の手数料が必要となる。

## (3) 出入国在留管理庁正字検索システム

在留カード及び特別永住者証明書に記載される氏名は、原則としてローマ字で表記することとされているが、特例として本人からの申出がある等の一定の場合に、ローマ字表記に併せて、又はローマ字表記に代えて漢字での表記が認められる。

在留カード及び特別永住者証明書に表記される漢字氏名の表記については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」(平成23年法務省告示第582号)により正字<sup>(注)</sup>の範囲の文字と定められており、簡体字等(中国簡体字、台湾繁体字等であって、字形が正字と一致しないものをいう。)については、正字の範囲の文字に置き換えて記載される。

そのため、出入国在留管理庁では、2013年7月1日から簡体字等の文字コード等を基に在留カード等に表記される漢字氏名を簡易に検索できるようにするため、「出入国在留管理庁正字検索システム」を導入し、出入国在留管理庁ホームページ上に公開している(<http://lapse-immi.moj.go.jp:50122/>)。

## (4) 所属機関・配偶者に関する届出(図表98)

### ア 中長期在留者からの所属機関等に関する届出

#### (ア) 活動機関(在留資格に応じた活動を行う本邦の公私の機関)に関する届出

「教授」、「高度専門職1号ハ」、「高度専門職2号」(入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄2号ハに掲げる活動に従事する場合)、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「企業内転勤」、「技能実習」、「留学」又は「研修」の在留資格で本邦に

(注) 産業標準化法(昭和24年法律第185号)X0221の日本文字部分レパートリ(日本国内でよく使われる文字を指定した部分集合)及び法務省告示別表第一の漢字をいう。

在留する中長期在留者は、活動を行う機関の名称・所在地に変更が生じた場合、消滅した場合又は当該機関からの離脱・移籍があった場合には、14日以内に、当該事由等を出入国在留管理庁長官に対して届け出る必要がある（入管法第19条の16第1号）。

#### （イ）契約機関（契約の相手方である本邦の公私の機関）に関する届出

「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職2号」（入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄2号イ又はロに掲げる活動に従事する場合）、「研究」「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「興行（本邦の公私の機関との契約に基づいて活動に従事する場合に限る。）」、「技能」又は「特定技能」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者は、契約の相手方である機関の名称・所在地に変更が生じた場合、消滅した場合、当該機関との契約の終了又は新たな契約の締結があった場合には、14日以内に、当該事由等を出入国在留管理庁長官に対して届け出る必要がある（入管法第19条の16第2号）。

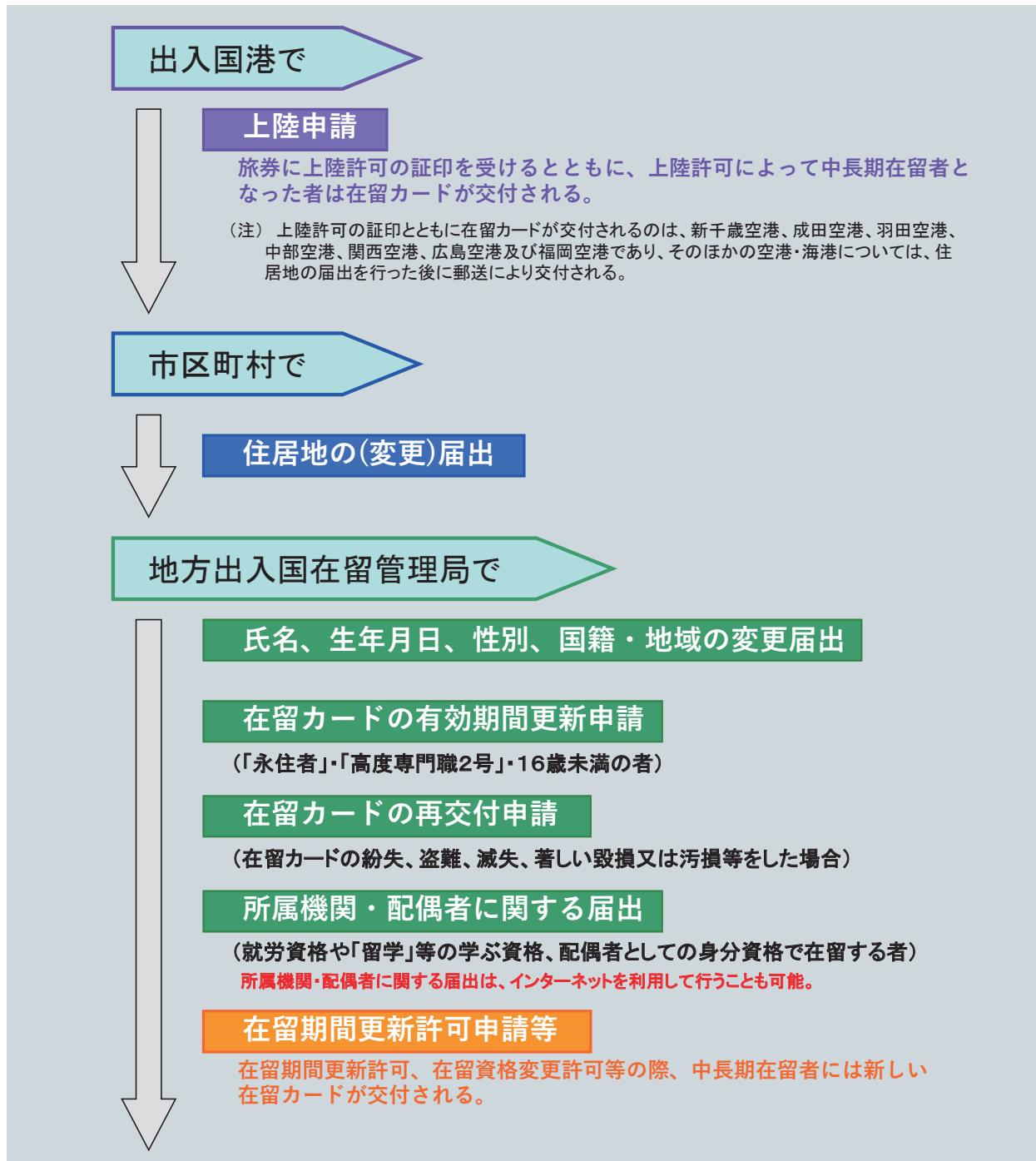
#### （ウ）配偶者に関する届出

「家族滞在」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者のうち、配偶者としての身分を有する者は、その配偶者と離婚又は死別した場合には、14日以内に、当該事由等を出入国在留管理庁長官に対して届け出る必要がある（入管法第19条の16第3号）。

#### イ 所属機関による中長期在留者に関する届出

「教授」、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「留学」又は「研修」の在留資格で在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条第1項の規定により、厚生労働大臣への届出をしなければならない事業主を除く。）は、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を出入国在留管理庁長官に対して届け出るよう努めなければならない（入管法第19条の17）。

図表98 中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ



ウ 特定技能所属機関（「特定技能1号」又は「特定技能2号」の在留資格をもって在留する外国人を受け入れている本邦の公私の機関）による届出

(ア) 随時届出

特定技能所属機関は、特定技能雇用契約の変更・終了又は新たな特定技能雇用契約を締結した場合、1号特定技能外国人支援計画の変更をした場合、登録支援機関（後述）に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する契約を締結した場合若しくは当該契約の変更・終了又は特定技能外国人の受け入れが困難となった場合若しくは不正行為があったことを知った場合には、14日以内に、当該事由等を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の18第1項）。

### (イ) 定期届出

特定技能所属機関は、特定技能外国人の受け入れの状況に関する事項、1号特定技能外国人支援計画の実施状況及び活動状況に関する事項を、四半期に1回、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の18第2項）。

## エ 登録支援機関（契約により委託を受けて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行う者として登録を受けた者）による届出

### (ア) 随時届出

登録支援機関は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、支援業務を行う事業所の所在地若しくは支援業務の内容及びその実施方法等について変更があった場合、又は支援業務を休・廃止した場合は、14日以内に、休止した支援業務を再開しようとする場合は、あらかじめ、当該事由等を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の27第1項、第19条の29第1項、入管法施行規則第19条の23第2項）。

### (イ) 定期届出

登録支援機関は、支援業務の実施状況等を、四半期に1回、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の30第2項）。

## （5）出入国在留管理庁電子届出システム

中長期在留者が行う「所属機関等に関する届出」（入管法第19条の16各号）、中長期在留者を受け入れている所属機関が行う「所属機関による届出」（入管法第19条の17）、特定技能所属機関が行う随時・定期届出（入管法第19条の18）、登録支援機関が行う随時・定期届出（入管法第19条の27第1項、第19条の29第1項、第19条の30第2項、入管法施行規則第19条の23第2項）及び日本語教育機関の告示基準に基づく報告（日本語教育機関の告示基準第1条第1項第38号、39号、44号、45号及び46号）については、地方出入国在留管理官署の窓口及び郵送での提出に加え、「出入国在留管理庁電子届出システム」により、インターネットを利用して提出をすることができる（[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html)）。同電子届出システムにおいては、中長期在留者や所属機関の職員等が、それぞれのインターネット環境から同電子届出システムへアクセスし、必要項目を入力して届出・報告が可能となる。また、インターネットを経由して外部の一般の利用者と接続する業務システムであることから、利用者の利便性を考慮し、システム画面表示の一部は多言語対応可能（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語及びタガログ語）となっている。

「出入国在留管理庁電子届出システム」には、以下のメリットがある。

- ① 窓口に赴くことなく自宅やオフィスなどからインターネットを介して届出や届出状況の確認を行うことができる。
- ② システムの利用料はからない。
- ③ 24時間365日利用できる。
- ④ 記載漏れが自動でチェックされる。
- ⑤ 所属機関、特定技能所属機関及び登録支援機関並びに日本語教育機関による届出・報告では専用のフォーマットを利用することで一括届出・報告を行うことができる。

また、「出入国在留管理庁電子届出システム」を利用するための利用者情報登録<sup>(注1)</sup>をしている所属機関について、同じく利用者情報登録をしている中長期在留者からの依頼に基づき、入管法第19条の16に規定する届出のうち、所属機関の名称変更又は所在地変更に関する届出を、本人に代わって同電子届出システムにより提出することができる。

#### (6) 事実の調査

中長期在留者の在留管理制度の下、出入国在留管理庁長官は、中長期在留者の身分関係、居住関係及び活動状況等を継続的に把握するため、入管法その他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者に関する情報を整理し、当該情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。そのため、出入国在留管理庁長官は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときには、その職員<sup>(注2)</sup>に事実の調査をさせることができる（入管法第19条の37）。

入管法第19条の37に定める事実の調査は、調査の対象が届出事項に限定されているなど、中長期在留者の個人情報保護の要請を踏まえつつ、出入国在留管理庁長官が中長期在留者の在留管理に必要な情報を、正確に把握するために必要な範囲で行使することができるものとなっている。

この事実の調査は、中長期在留者、所属機関の双方から届け出られた情報に加え、厚生労働省から提供される外国人雇用状況届出情報等を照合・分析して実施するなど偽装滞在者を浮かび上がらせて、効果的な偽装滞在者対策につながっている。

## 2 特別永住者に係る制度

日本国との平和条約の発効により日本の国籍を離脱した者で1945年9月2日以前から引き続き本邦に在留している者及びその直系卑属として本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留している者は、入管特例法の規定に基づいて特別永住者として本邦で永住することができ、再入国許可の有効期間や退去強制事由等について入管法上の特例が認められている。

#### (1) 特別永住者証明書

特別永住者証明書とは、特別永住者という法的地位の証明書として出入国在留管理庁長官が交付するものであり、その記載事項については、必要最小限のものとして、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、特別永住者証明書の番号、交付年月日及び有効期間の満了日が記載される（16歳以上の者については、顔写真が表示される。）。また、特別永住者証明書には、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、証明書に記載された事項の全部又は一部が記録される（入管特例法第8条）。

(注1) 「出入国在留管理庁電子届出システム」を利用するためには、利用者情報登録を行う必要があり、中長期在留者は、自身のインターネット環境において直接同電子届出システムから身分事項等を入力して登録を行うことにより、また、所属機関の職員等は、所属機関等の所在地を管轄する地方出入国在留管理局等に利用者情報登録の届出書を郵送又は持参して登録することにより、同電子届出システムにログインするための認証ID及びパスワードを取得することができる。

(注2) 「その職員」には、入国審査官、入国警備官のほか法務事務官が含まれる。ただし、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求める能够な者は、入国審査官及び入国警備官であり（入管法第19条の37第2項）、公務所又は公私の団体に照会して必要な報告を求める能够な者は、出入国在留管理庁長官、入国審査官及び入国警備官である（同条第3項）。



特別永住者証明書表面



特別永住者証明書裏面

## (2) 特別永住者証明書に係る届出・申請

### ア 住居地の届出 (注)

住居地の記載のない特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、住居地を定めた日から14日以内に、住居地を変更したときは、新住居地に移転した日から14日以内に、住居地（住居地を変更したときは、新住居地）の市区町村の窓口で特別永住者証明書を提出した上、その住居地を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管特例法第10条）。

### イ 住居地以外の記載事項の変更届出

特別永住者は、氏名、生年月日、性別又は国籍・地域に変更が生じたときは、変更が生じた日から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、出入国在留管理庁長官に対し、変更を届け出る必要がある（入管特例法第11条）。

### ウ 特別永住者証明書の有効期間の更新申請

特別永住者は、更新期間内（特別永住者証明書の有効期間満了日の2か月前（有効期間の満了の日が16歳の誕生日の前日とされているときは、6か月前）から有効期間が満了する日までの間）に、居住地の市区町村の窓口において、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の有効期間更新申請を行う必要がある（入管特例法第12条）。

ただし、長期の病気療養や海外への長期出張等のやむを得ない理由により、更新期間内に特別永住者証明書の有効期間更新申請を行うことが困難な場合には、更新期間前においても、特別永住者証明書の有効期間更新申請を行うことができる。

### エ 紛失等による特別永住者証明書の再交付申請

紛失、盗難、滅失その他の事由により特別永住者証明書の所持を失ったときは、その事實を知った日（本邦から出国している間にその事實を知った場合は、その後最初に入国した日）から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行う必要がある（入管特例法第13条）。

### オ 汚損等による特別永住者証明書の再交付申請

所持する特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は特別永住者証明書のICチップの記録が毀損した場合には、居住地の市区町村の窓口で、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行うことができる。所持する特別永住者証明書が著

（注）特別永住者が、特別永住者証明書を提出して、住民基本台帳法に基づく転入届又は転居届をしたときは、入管特例法上の「住居地の届出」をしたものとみなされることから、改めて「住居地の届出」をする必要はない。

しく毀損し、若しくは汚損し、又は特別永住者証明書のICチップの記録が毀損していることにより、出入国在留管理庁長官から特別永住者証明書の再交付申請命令を受けたときは、当該命令を受けた日から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行う必要がある。

また、特別永住者証明書の交換を希望する場合には、特別永住者証明書が毀損等した場合でなくても再交付申請をすることができる（入管特例法第14条）。この手続により特別永住者証明書の交付を受けるときは、1,600円の手数料が必要となる。

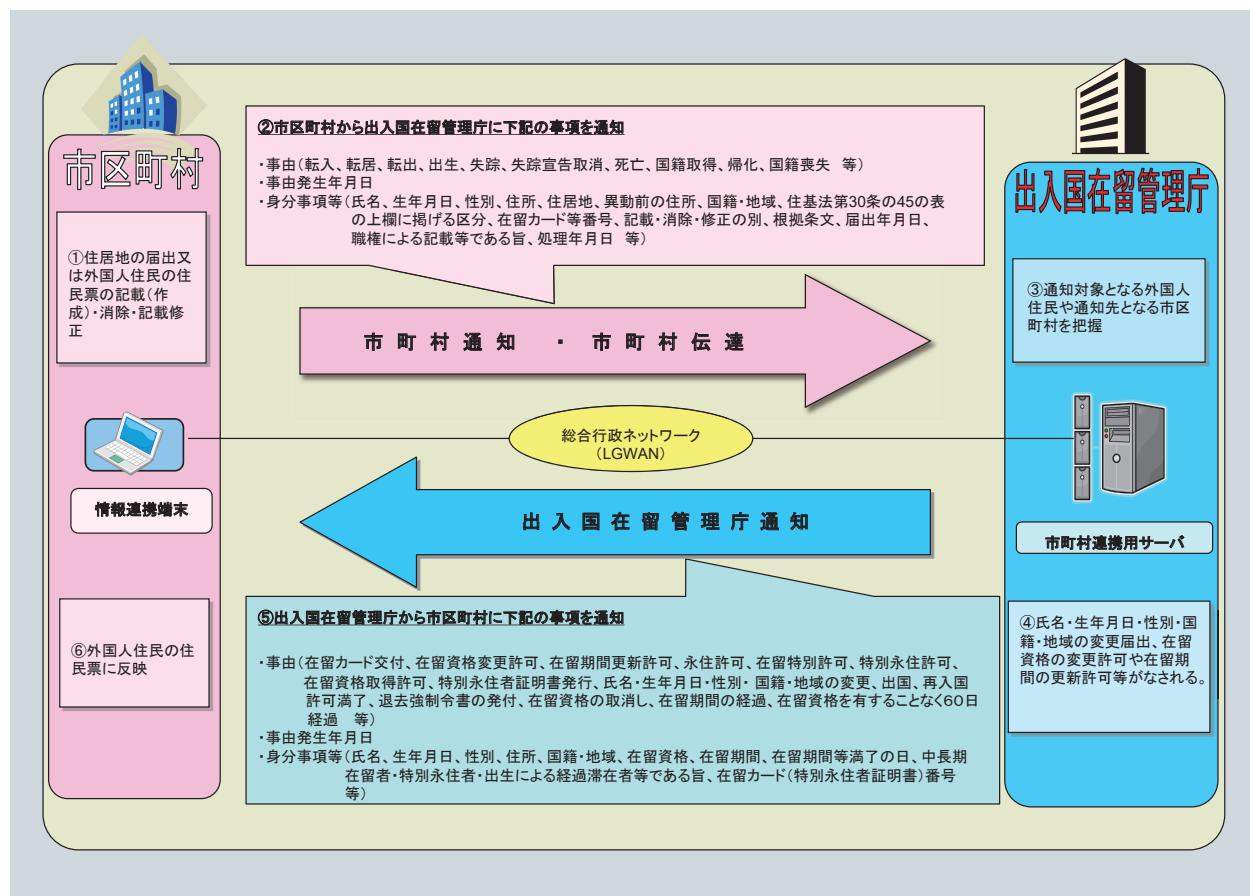
### 3 出入国在留管理庁と市区町村の情報連携

2012年7月9日に外国人登録法が廃止され、同日に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が施行された。これにより、外国人住民についても住基法が適用され、日本人と同様に、住所地の市区町村において住民票が作成されることとなった。

出入国在留管理庁は公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握するため、市区町村は住民基本台帳の記録の正確性の確保を図るため、それぞれが把握する情報のうち、両者で共有すべきものについて、専用端末を介した情報連携を行っている。

具体的には、出入国在留管理庁においては、外国人住民について身分事項や在留資格等、所定の事項に変更があったこと又は誤りがあったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該外国人住民が記載されている住民基本台帳を備える市区町村長に通知し、市区町村においては、外国人住民に係る住民票の記載、消除、又は記載の修正を行ったときは、直ちにその旨を出入国在留管理庁長官に通知している（図表99）。

図表99 出入国在留管理庁と市区町村との情報連携



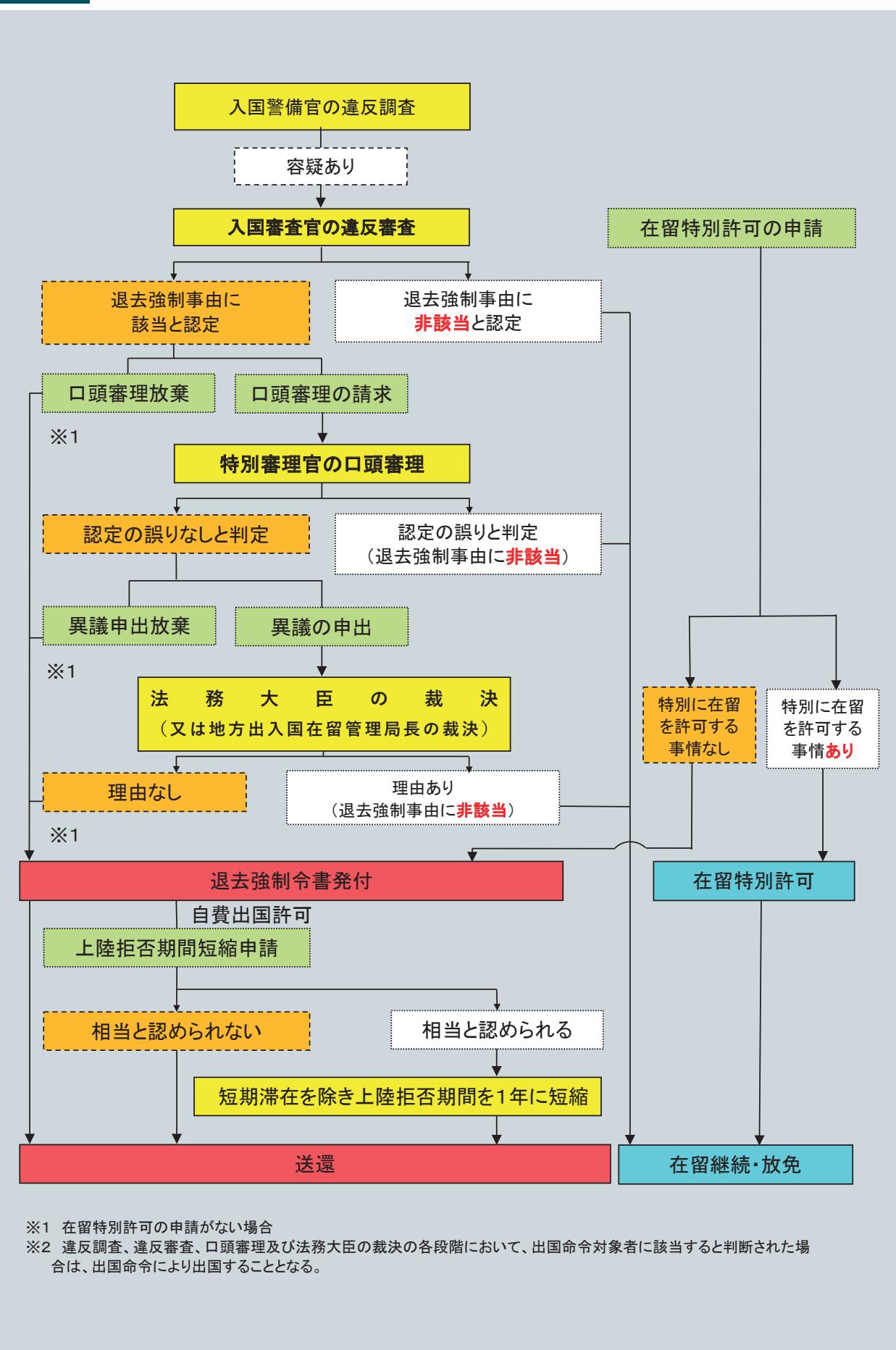
## 第5節 外国人の退去強制手続

出入国在留管理行政においては、外国人の円滑な受入れを推進する一方、我が国の安全・安心を脅かす外国人については、厳正に対処し、日本社会の安全を守り秩序を維持する必要がある。

退去強制は、我が国の安全・安心を脅かす外国人を、その意に反しても国外に退去させるという強力な行政作用であり、国際慣習法上、国家の自由裁量に属するものであるところ、我が国においては、入管法に退去強制事由及び退去強制手続が規定されており、これに基づき実施している。

退去強制手続は、入国警備官による違反調査に始まり、入国審査官の違反審査、特別審理官の口頭審理及び異議の申出に対する法務大臣の裁決の3段階の仕組みを採っており、退去強制手続を執られている外国人が、自らの容疑事実を争う場合に十分に主張できるようにし、慎重な判断がなされるようになっている（**図表100**）。

図表100 退去強制手続の流れ



## 1 入国警備官の違反調査

違反調査は、退去強制手続の第一段階であり、入国警備官は、退去強制事由（入管法第24条各号）に該当すると思われる外国人（以下「容疑者」という。）があるときは、調査（違反調査）を行うことができ（入管法第27条）、その結果、同事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、主任審査官にその旨を通知し、収容令書が発付された場合は、同令書により容疑者を収容した後、入国審査官に引き渡すこととなる（入管法第39条、第39条の2、第44条）。

## 2 入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理

入国警備官から容疑者の引渡し又は違反事件の引継ぎを受けた入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者に該当するかどうかの審査（違反審査）を行う（入管法第45条第1項）。入国審査官が退去強制対象者に該当すると認定した場合において、その認定に不服がある容疑者は、特別審理官による口頭審理を請求することができる（入管法第48条第1項）。

さらに、特別審理官が前記の認定に誤りがないと判定した場合において、その判定に不服がある容疑者は、法務大臣に対して異議の申出をすることができる（入管法第49条第1項）。

## 3 法務大臣の裁決

法務大臣は、容疑者からの異議の申出を受理したときは、異議の申出に理由があるかどうかを裁決する（入管法第49条第3項）。

## 4 退去強制

### （1）退去強制令書の発付

違反審査から法務大臣の裁決までの手続（違反審判）が行われた結果、在留特別許可の申請をしなかった場合、同申請を取り下げた場合又は同申請に対して許可をしない旨の処分を受けた場合であって、次のいずれかに該当する場合には主任審査官により退去強制令書が発付される。

- ① 入国審査官による違反審査が行われた結果、入国審査官から退去強制対象者に該当すると認定され、当該外国人がこの認定に服したとき（入管法第45条第1項、第47条第5項）
- ② 退去強制対象者に該当すると認定された外国人が、認定を不服として特別審理官に口頭審理を請求し、口頭審理の結果、認定に誤りがないと判定され、当該外国人がこの判定に服したとき（入管法第48条第1項、第10項）
- ③ 口頭審理の結果に不服がある外国人が、法務大臣に対して異議の申出を行い、その結果、異議の申出が理由がないと裁決されたとき（入管法第49条第1項、第7項）

なお、容疑者が収容されている場合であって、違反審判手続において、退去強制事由に該当しないとされた場合には、当該外国人は直ちに放免され、また、退去強制事由には該当するが出国命令（後記本節5参照）の対象者であると判断された場合には、出国命令を受けた後、直ちに放免される。

### （2）在留特別許可

外国人が退去強制対象者に該当する場合でも、法務大臣は、当該外国人が①永住許可を受けているとき、②かつて日本国民として本邦に本籍を有していたことがあるとき、③人身取引等の被害者であるとき、④難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けているとき又は⑤その他法務大臣が特別に在留を許可すべき理由があると認めるときのいずれかの場合には、当該外

国人の申請又は職権により、法務大臣の例外的・恩恵的措置として在留を特別に許可することができる（入管法第50条第1項）。

ただし、当該外国人が以下の①又は②に該当する者である場合は、人道上の配慮に欠けると認められる特別の事情があると認めるときに限ることとされている（入管法第50条第1項ただし書）。

- ① 無期若しくは1年を超える懲役刑又は禁錮刑に処せられた者（執行猶予者又は刑の一部の執行猶予を受けた者で猶予されなかった部分の期間が1年以下のものを除く。）
- ② 入管法第24条第3号の2、第3号の3、第4号のハ若しくはオからヨまでのいずれかに該当する者

## 5 出国命令制度

出国命令制度は、入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者<sup>(注)</sup>について、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度で、出国命令を受けて出国した外国人の上陸拒否期間は1年間とされている（以下の要件①（イ）の場合は、在留資格「短期滞在」で上陸しようとする場合を除く。）。

出国命令の対象者は、不法残留者であることが前提であり、加えて以下の全ての要件を満たしていることが必要である（入管法第24条の3）。

- ① （ア）又は（イ）のいずれかを満たすこと
  - （ア）違反調査の開始前に速やかに本邦から出国する意思をもって自ら出入国在留管理官署に出頭したものであること
  - （イ）違反調査の開始後、入国審査官による認定通知書を受ける前に入国審査官又は入国警備官に対して速やかに本邦から出国する意思がある旨を表明したこと
- ② 不法残留以外の一定の退去強制事由に該当しないこと
- ③ 窃盗罪等の一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたものではないこと
- ④ 過去に退去強制されたこと又は出国命令を受けて出国したことがないこと
- ⑤ 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること

## 6 上陸拒否期間の短縮決定

上陸拒否期間の短縮決定とは、退去強制令書の発付を受けた者の自発的な出国を促すため、自費出国許可を受けて出国しようとする場合に、上陸拒否期間の短縮を決定することができる制度であり、上陸拒否期間の短縮決定を受けて自費出国した者の上陸拒否期間は、5年から1年に短縮されることとなる（在留資格「短期滞在」により上陸しようとする場合を除く。）。

上陸拒否期間の短縮決定は、退去強制令書の発付を受けた者であって、自らの負担により、自ら本邦を退去しようとする者（過去に退去強制されたこと又は出国命令により出国したことがない者に限る。）からの申請に基づき、申請者の素行や退去強制の理由となった事実その他の事情を考慮して相当と認めるときに、上陸拒否期間を1年とする旨の決定をすることができる（入管法第52条第5項）。

(注) 「船舶観光上陸許可における帰船条件違反者」も含む。

## 第6節 難民及び補完的保護対象者の認定

### 1 難民条約等への加入及び補完的保護対象者認定制度の創設

我が国は、1981年10月3日に難民条約に、次いで1982年1月1日に難民議定書に加入し、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきた。

難民条約と難民議定書は、難民の定義を定めるとともに、難民に対して締約国が付与すべき諸権利・保護を定めている。

一方で、近年、紛争避難民のように、迫害を受けるおそれがある理由が、難民条約上の5つの理由である人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のいずれにも該当せず、条約上の「難民」に該当しないものの、保護を必要とする外国人が存在している。このような、難民条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護する制度として、2023年12月1日より、補完的保護対象者の認定制度を開始した。

### 2 難民等認定手続（図表101）

#### （1）補完的保護対象者の定義

「補完的保護対象者」とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち「迫害を受けるおそれがある理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること」以外の要件を満たす者を意味する（入管法第2条第3号の2）。

#### （2）難民の定義

我が国の難民認定手続において、「難民」とは、難民条約第1条又は難民議定書第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民を意味する（入管法第2条第3号）。一般的には、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者とされている。

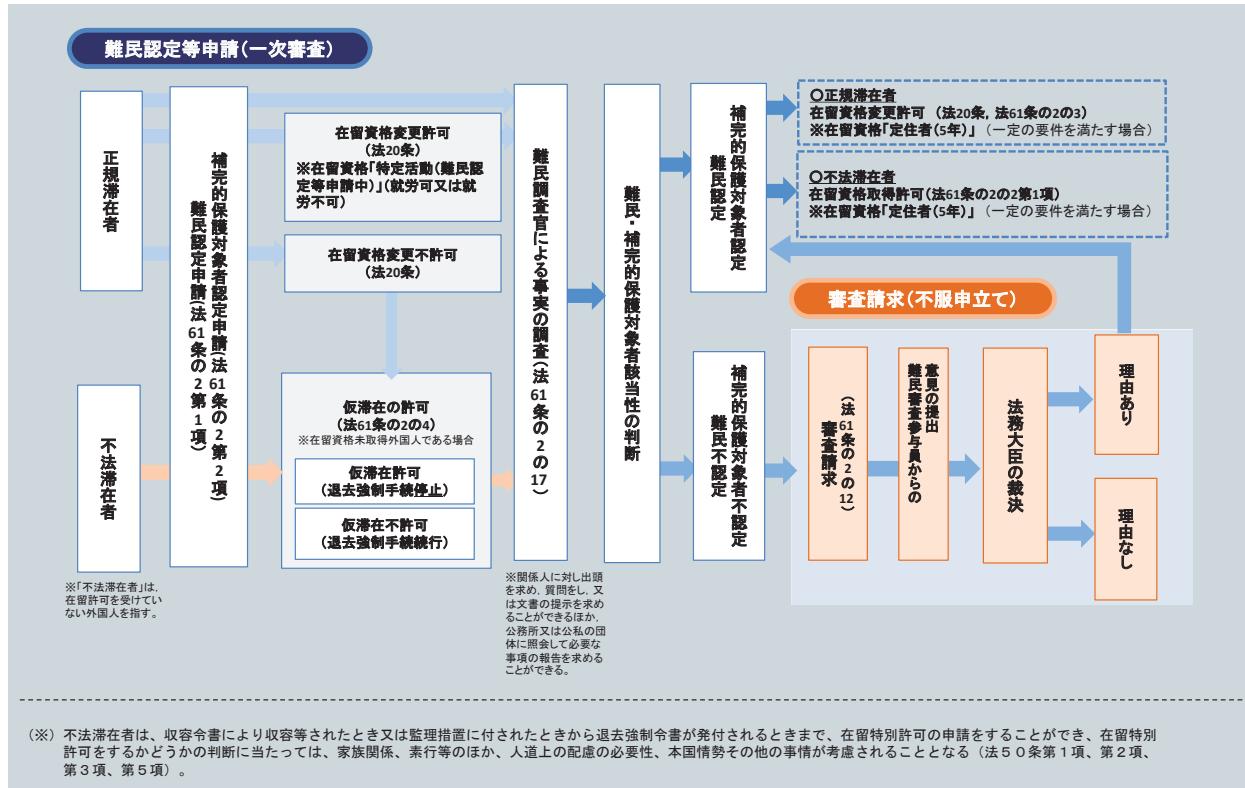
#### （3）仮滞在許可

不法滞在者等の在留資格未取得外国人から難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請があったときは、その者の法的地位の安定を図るため、一定の要件を満たす場合には仮滞在を許可することとし（入管法第61条の2の4第1項）、その間は退去強制手続が停止される（入管法第61条の2の9第2項）。

仮滞在期間は原則として6月であり（入管法施行規則第56条の2第2項）、仮滞在の期間が満了するまでに更新の申請をすれば、同期間は更新される（入管法第61条の2の4第4項）が、仮滞在許可には、住居や行動範囲の制限など、種々の条件が付される（入管法第61条の2の4第3項、入管法施行規則第56条の2第3項）。

なお、仮滞在許可を受けた外国人が生計を維持するために必要な範囲で行う報酬を受ける活動について、その者から申請があった場合に、相当と認められるときには許可される場合がある（入管法第61条の2の7第2項）。

図表101 難民等の認定手続の概要



#### (4) 申請案件の振分け (図表102、103)

難民又は補完的保護対象者として保護すべき案件を迅速に処理し、誤用・濫用的な申請を抑制するため、運用上、以下のA案件からD案件のとおり申請案件の振分けを実施している。

図表102 申請案件の振分け

- ・ A案件 (難民である可能性が高いと思われる案件若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件)
- ・ B案件 (難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件)
- ・ C案件 (再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件)
- ・ D案件 (上記以外の案件)

図表103 在留資格「特定活動（難民認定等申請者用）」

	振分け期間	分類	振分け後
初回申請	・2月を超えない 期間（振分け期間 が必要な場合） ・就労不可	A	「A案件」判明後、速やかに「特定活動・6月（就労可）」を付与
		B	在留制限
		-	-
		D	就労制限なし： 申請等から6月以内：「特定活動・3月（就労不可）」 申請等から6月経過後：「特定活動・6月（就労可）」  就労制限（本来の在留活動を行わなくなつた後に申請した者/出国準備期間を付与された後に申請した者）：「特定活動・3月（就労不可）」
再申請	・2月を超えない 期間 ・就労不可	A	A案件判明後、速やかに「特定活動・6月（就労可）」を付与 ※本国情勢等の著しい変化の有無の観点から、受付時に判断する。
		-	-
	在留制限	C	
		D	在留制限

## (5) 事実の調査

難民又は補完的保護対象者であることを立証する責任は申請者にあるとされている（入管法第61条の2第1項及び第2項）が、申請の性質上、迫害から逃れてくる者の中には、客観的な資料を持っていない場合も少なくないため、申請者による客観的な証拠資料に基づく難民該当性又は補完的保護対象者該当性の立証が十分でないことのみをもって認定をしないこととしたのでは、適正に認定を行うことができなくなるおそれがあり、適切ではない。そこで、申請者の提出した資料のみでは適正な難民又は補完的保護対象者の認定ができない場合には、難民調査官が事実の調査をすることとなっている（入管法第61条の2の17）。

## (6) 法務大臣による難民及び補完的保護対象者の認定と認定の効果

法務大臣は、難民又は補完的保護対象者の認定をしたときは、その外国人に対し難民認定証明書又は補完的保護対象者認定証明書を交付し、認定をしないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知する（入管法第61条の2第4項）。

難民又は補完的保護対象者として認定された外国人が在留資格未取得外国人であるときは、本邦に上陸後6か月以内に申請をしたことなど一定の要件に適合する場合には、一律に「定住者」の在留資格が付与される（入管法第61条の2の2第1項）。

入管法上の効果として、難民又は補完的保護対象者と認定された外国人は、永住許可要件の一部が緩和される（入管法第61条の2の14）。

また、難民として認定された外国人については、難民旅行証明書の交付を受けることができる（入管法第61条の2の15）。

### 3 審査請求

#### (1) 審査請求

難民の認定をしない処分又は補完的保護対象者の認定をしない処分に不服がある場合やこれら認定の申請に対して何の処分もされないという不作為がある場合、難民又は補完的保護対象者の認定の取消しに不服がある場合に、法務大臣に対し、審査請求をすることができる（入管法第61条の2の12第1項）。

法務大臣は、審査請求に対する裁決に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならぬこととされている（入管法第61条の2の12第3項）。また、法務大臣は、審査請求を却下し又は棄却する裁決をする場合には、裁決に付する理由において、難民審査参与員の意見の要旨を明らかにしなければならないこととされている（入管法第61条の2の12第4項）。

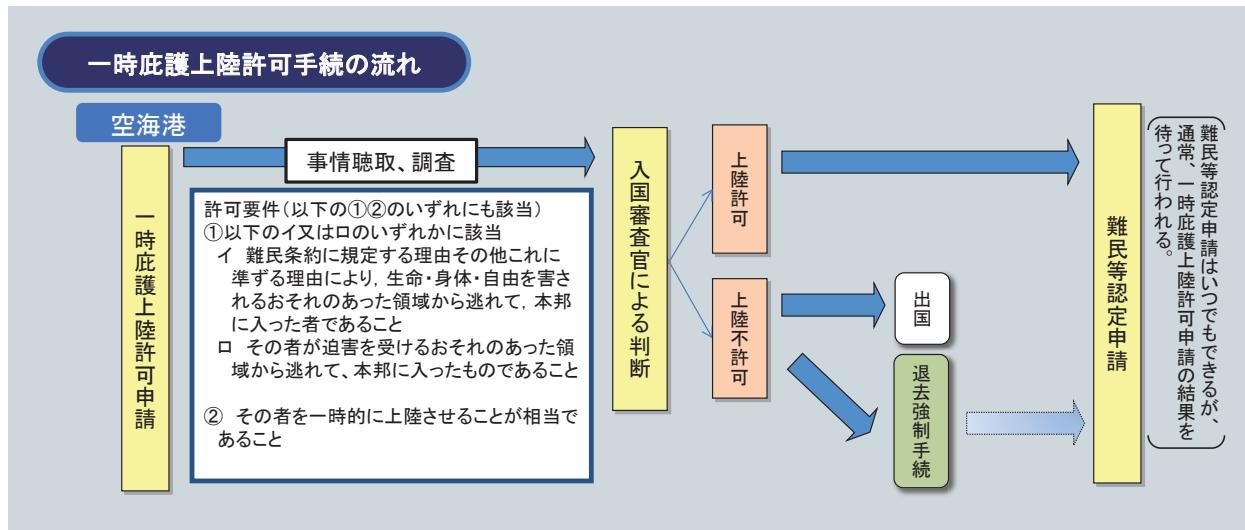
#### (2) 難民審査参与員制度

難民審査参与員制度は、手続の公正性・中立性を高めるため、2005年5月に導入された。その後、2016年4月には、改正行政不服審査法の施行に伴い、難民審査参与員を同法に規定する審理員とみなして同法の規定を適用すること（入管法第61条の2の12第5項）、また、難民認定申請に係る不作為がある場合の審査請求の手続にも難民審査参与員制度を適用することとされた。また、2023年12月には補完的保護対象者に係る認定制度が開始され、難民審査参与員制度を適用する審査請求の手続は上記（1）に掲げる場合となった（同条第1項、第3項）。難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民の認定をしない処分等についての審査請求に関し、公正な判断ができることがあり、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから法務大臣が任命し（入管法第61条の2の13第2項）、任命に当たっては、UNHCR、日本弁護士連合会、NGO等からの推薦を受けるなどしている。難民審査参与員は、3人で1班を構成し、法務大臣から事件ごとに指名された3人の難民審査参与員が所定の審理手続を行い、法務大臣に意見書を提出する。

### 4 一時庇護のための上陸の許可

外国人の特例上陸許可の一つとして規定されている一時庇護のための上陸の許可（入管法第18条の2）は、船舶等に乗っている外国人が難民条約に規定する理由その他これに準ずる理由により、生命、身体又は身体の自由を害されるおそれのあった領域から逃れてきた者又はその外国人が迫害を受けるおそれのあった領域から逃れて、本邦に入った者で、かつ、その外国人を一時的に上陸させることが相当であると思料するときに、入国審査官が許可するものである。上陸期間は、6ヶ月を超えない範囲内で定める（入管法第18条の2第4項、入管法施行規則第18条第5項）（[図表104](#)）。

図表104 一時庇護上陸許可手続の流れ



# 統計

## (1) 主な在留資格ごとの国籍・地域別新規入国者数・中長期在留者数の推移

1-1 「高度専門職」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		779	456	108	1,673	2,373
中 国		209	113	31	641	1,413
台 湾		50	26	5	115	342
米 国		124	80	16	217	115
イ ン ド		63	38	4	99	51
英 国		32	25	3	53	48
韓 国		34	15	8	78	49
中 国 [香 港]		22	14	3	69	63
フ ラ ン ス		44	13	4	55	35
オ ー ス ト ラ リ ア		12	19	3	41	26
シ ン ガ ポ ー ル		5	3	4	23	22
そ の 他		184	110	27	282	209

(※) 「高度専門職」は、在留資格「高度専門職1号イ、ロ、ハ及び2号」を合算した数である。

1-2 「高度専門職」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		14,924	16,554	15,735	18,315	23,958
中 国		9,769	10,876	10,309	11,696	15,757
イ ン ド		739	842	873	1,044	1,272
台 湾		499	516	457	590	1,064
韓 国		589	653	692	811	919
米 国		612	677	598	760	849
ベ ト ナ ム		379	435	436	501	643
英 国		225	254	226	265	332
フ ラ ン ス		282	278	237	274	310
イ ン ド ネ シ ア		88	88	111	148	188
カ ナ ダ		101	103	94	126	162
そ の 他		1,641	1,832	1,702	2,100	2,462

(※1) 各年末現在の数である（以下の中長期在留者数に係る表も同じ。）。

(※2) 「中国」は、台湾のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者を除いた数である（以下の中長期在留者数に係る表も同じ。）。

2-1 「経営・管理」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		2,237	1,537	474	4,346	5,295
中 国		1,417	864	269	2,576	3,745
台 湾		81	68	20	204	206
中 国 [香 港]		46	63	13	281	179
韓 国		174	117	31	215	164
パ キ ス タ ン		40	56	5	111	160
ベ ト ナ ム		32	31	6	71	160
ス リ ラ ン カ		54	35	11	127	137
米 国		84	38	15	115	70
ネ パ ー ル		18	29	10	83	57
オ ー ス ト ラ リ ア		34	9	6	56	36
そ の 他		257	227	88	507	381

2-2 「経営・管理」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		27,249	27,235	27,197	31,808	37,510
中 国		14,442	14,317	13,748	15,986	19,334
韓 国		3,078	2,819	2,620	2,665	2,690
ネ パ 一 ル		1,588	1,708	1,981	2,311	2,599
ス リ ラ ン カ		1,225	1,427	1,540	1,919	2,369
パ キ ス タ ン		1,284	1,374	1,515	1,839	2,290
ベ ト ナ ム		491	640	1,031	1,592	2,145
台 湾		862	787	720	879	1,042
米 国		668	605	520	583	607
イ ン ド		391	387	405	452	515
バ ン グ ラ デ シ ュ		331	362	398	446	483
そ の 他		2,889	2,809	2,719	3,136	3,436

3-1 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		43,880	19,705	2,532	35,711	43,787
ベ ト ナ ム		12,245	6,484	628	9,796	12,310
中 国		9,532	2,702	532	5,268	8,450
イ ン ド		3,073	1,018	23	3,253	2,959
韓 国		4,161	1,533	242	2,604	2,424
ネ パ 一 ル		318	256	31	761	2,101
ミ ャ ン マ ー		1,171	730	96	1,632	1,976
台 湾		2,301	976	89	1,093	1,636
ス リ ラ ン カ		726	850	113	1,388	1,503
フ イ リ ピ ン		1,565	534	32	1,192	1,324
パ キ ス タ ン		405	423	32	942	1,202
そ の 他		8,383	4,199	714	7,782	7,902

3-2 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		271,999	283,380	274,740	311,961	362,346
ベ ト ナ ム		51,713	61,181	64,200	77,997	93,391
中 国		90,766	88,662	81,221	82,502	92,141
ネ パ 一 ル		12,203	15,581	19,406	25,727	32,862
韓 国		27,388	25,760	22,652	23,083	24,125
台 湾		14,140	13,654	12,192	12,602	13,832
ス リ ラ ン カ		4,575	6,233	7,344	9,890	12,223
イ ン ド		9,455	8,924	7,637	10,104	12,177
ミ ャ ン マ ー		4,689	5,767	6,087	8,138	10,511
フ イ リ ピ ン		8,150	8,250	7,784	8,655	9,632
米 国		9,604	8,848	7,685	8,104	8,416
そ の 他		39,316	40,520	38,532	45,159	53,036

4-1 「企業内転勤」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		9,964	3,188	497	7,798	8,443
中 国		2,890	548	98	1,414	2,179
フ イ リ ピ ン		1,278	412	27	1,183	1,148
ベ ト ナ ム		954	329	43	829	750
タ イ		939	274	70	654	745
台 湾		234	94	16	344	644
韓 国		581	198	43	582	533
イ ン ド		830	171	4	352	499
イ ン ド ネ シ ア		459	139	2	447	403
米 国		314	115	28	215	210
ス リ ラ ン カ		100	276	49	494	153
そ の 他		1,385	632	117	1,284	1,179

4-2 「企業内転勤」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		18,193	13,415	8,593	13,011	16,404
中 国		6,129	4,078	2,509	3,204	4,475
フ イ リ ピ ン		1,658	1,272	777	1,507	1,894
ベ ト ナ ム		1,342	1,159	751	1,221	1,480
韓 国		1,539	1,209	811	1,138	1,343
ス リ ラ ン カ		419	653	632	1,031	1,058
タ イ		1,008	667	380	771	976
台 湾		536	416	264	477	887
イ ン ド ネ シ ア		686	462	310	637	799
イ ン ド		1,429	840	460	645	796
米 国		666	474	244	341	431
そ の 他		2,781	2,185	1,455	2,039	2,265

5-1 「興行」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		45,486	7,218	1,570	24,404	33,646
韓 国		9,190	1,063	115	6,436	9,937
米 国		6,510	949	241	3,079	4,096
フ イ リ ピ ン		5,632	1,918	28	3,554	3,888
英 国		3,763	415	106	2,245	2,630
イ タ リ ア		1,522	134	70	1,033	1,338
タ イ		744	104	39	678	1,071
ド イ ツ		1,608	106	61	669	928
フ ラ ン ス		1,172	199	113	969	883
台 湾		654	40	9	198	658
ウ ク ラ イ ナ		704	162	15	377	528
そ の 他		13,987	2,128	773	5,166	7,689

5-2 「興行」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		2,508	1,865	1,564	2,214	2,505
フ イ リ ピ ン		644	384	164	436	535
米 国		389	328	312	359	391
韓 国		211	163	126	162	166
ブ ラ ジ ル		150	144	154	181	159
オ ー ス ト ラ リ ア		80	84	87	103	128
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド		31	31	39	72	109
中 国		171	93	74	75	104
英 国		87	55	47	65	81
タ イ		111	28	44	54	69
コ ロ ン ビ ア		13	16	16	43	62
そ の 他		621	539	501	664	701

6-1 「技能」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		4,355	1,729	388	4,075	5,269
ネ パ ー ル		490	336	111	1,542	2,619
イ ン ド		552	308	40	918	782
中 国		1,641	555	147	269	571
ベ ト ナ ム		200	83	5	155	207
タ イ		122	58	3	156	184
ス リ ラ ン カ		39	10	0	69	100
フ イ リ ピ ン		50	28	6	125	83
イ ン ド ネ シ ア		45	13	3	35	72
ミ ャ ン マ ー		9	7	0	51	69
オ ー ス ト ラ リ ア		114	15	3	51	44
そ の 他		1,093	316	70	704	538

## 6-2 「技能」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		41,692	40,491	38,240	39,775	42,499
ネ パ 一 ル		12,679	12,524	12,112	13,128	15,220
中 国		16,763	16,469	15,437	14,382	13,989
イ ン ド		5,603	5,592	5,379	6,132	6,681
タ イ		1,283	1,229	1,140	1,224	1,289
ベ ト ナ ム		671	692	647	779	942
フ ィ リ ピ ン		672	668	652	750	790
韓 国		806	712	632	583	579
ス リ ラ ン カ		226	217	199	252	339
バ ン グ ラ デ シ ュ		343	323	290	292	313
イ ン ド ネ シ ア		199	190	178	203	259
そ の 他		2,447	1,875	1,574	2,050	2,098

## 7-1 「特定技能1号」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		563	3,760	1,093	20,418	43,626
イ ン ド ネ シ ア		112	717	56	8,068	14,904
ベ ト ナ ム		304	1,816	765	3,221	9,981
フ ィ リ ピ ン		1	46	9	3,668	5,827
ミ ャ ン マ ー		37	184	42	994	4,750
中 国		2	503	157	1,972	3,415
ネ パ 一 ル		7	28	3	1,072	2,075
カ ン ボ ジ ア		59	235	27	652	931
タ イ		27	139	31	448	837
ス リ ラ ン カ		0	15	0	64	413
モ ン ゴ ル		2	23	0	153	218
そ の 他		12	54	3	106	275

(※) 2019年4月1日から「特定技能1号」が新設された。

## 7-2 「特定技能1号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		1,621	15,663	49,666	130,915	208,425
ベ ト ナ ム		901	9,412	31,721	77,135	110,628
イ ン ド ネ シ ア		189	1,514	3,889	16,327	34,253
フ ィ リ ピ ン		111	1,059	4,607	13,214	21,364
中 国		100	1,575	3,694	8,882	13,456
ミ ャ ン マ ー		100	674	2,294	5,956	11,873
カ ン ボ ジ ア		94	488	990	2,666	4,664
ネ パ 一 ル		18	135	668	2,340	4,430
タ イ		79	455	1,034	2,580	4,359
ス リ ラ ン カ		5	63	140	374	995
モ ン ゴ ル		2	75	191	539	902
そ の 他		22	213	438	902	1,501

## 8-1 「特定技能2号」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		0	0	0	0	0

(※) 2019年4月1日から「特定技能2号」が新設された。

## 8-2 「特定技能2号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		0	0	0	8	37
ベ ト ナ ム		0	0	0	2	20
中 国		0	0	0	6	12
フ ィ リ ピ ン		0	0	0	0	3
イ ン ド ネ シ ア		0	0	0	0	2

## 9-1 「技能実習 1 号」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		173,705	76,456	22,117	167,457	173,782
ベトナム		91,170	41,341	16,450	83,403	77,634
インドネシア		15,746	8,261	494	30,348	39,121
ミャンマー		6,460	3,543	825	11,590	15,327
フィリピン		13,839	5,119	245	13,989	14,058
中国		34,685	11,049	3,505	11,912	11,347
カンボジア		4,216	2,746	273	6,826	5,729
タイ		4,813	2,771	272	4,527	4,611
モンゴル		1,124	772	0	1,547	1,271
ネパール		190	118	8	990	1,150
スリランカ		344	249	40	664	891
その他の他		1,118	487	5	1,661	2,643

(※) 「技能実習 1 号」は、「技能実習 1 号イ及びロ」を合算した数である。

## 9-2 「技能実習 1 号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		169,383	75,681	24,216	164,993	171,265
ベトナム		90,776	41,564	17,793	82,941	77,545
インドネシア		15,419	8,030	735	30,040	38,764
ミャンマー		6,299	3,456	937	10,960	14,582
フィリピン		13,271	4,818	381	13,686	13,773
中国		32,489	10,891	3,644	11,411	10,661
カンボジア		4,162	2,736	340	6,763	5,733
タイ		4,513	2,670	310	4,493	4,520
モンゴル		1,109	771	18	1,507	1,211
ネパール		189	118	8	986	1,158
スリランカ		331	240	42	664	900
その他の他		825	387	8	1,542	2,418

## 10-1 「技能実習 2 号」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		191	118	23	128	193
ベトナム		109	47	8	45	94
中国		59	44	14	48	63
フィリピン		5	3	0	13	16
ミャンマー		0	2	1	3	6
インドネシア		5	9	0	9	5
カンボジア		1	12	0	1	4
モンゴル		6	0	0	2	3
タイ		5	1	0	7	2
バングラデシュ		1	0	0	0	0

(※) 「技能実習 2 号」は、「技能実習 2 号イ及びロ」を合算した数である。

## 10-2 「技能実習 2 号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		215,233	262,663	204,824	84,386	165,529
ベトナム		113,810	146,143	116,646	52,419	90,331
インドネシア		18,054	23,441	20,147	7,537	27,554
フィリピン		19,358	21,417	16,287	4,746	12,965
中国		45,412	46,924	28,790	9,653	10,543
ミャンマー		6,070	9,083	8,682	3,897	10,032
カンボジア		4,595	5,944	5,619	2,331	5,997
タイ		5,914	6,741	5,740	2,531	4,236
モンゴル		946	1,410	1,353	574	1,126
ネパール		192	289	283	126	904
スリランカ		375	535	513	266	673
その他の他		507	736	764	306	1,168

11-1 「技能実習3号」の在留資格による国籍・地域別新規入国者の推移 (人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		14,976	7,252	1,283	11,447	9,055
ベトナム		7,777	3,717	803	4,138	3,887
中国		2,706	1,109	288	1,946	1,845
インドネシア		1,125	703	57	2,028	1,149
フィリピン		1,887	854	46	2,101	1,152
タイ		539	350	29	419	386
カンボジア		466	255	17	384	295
ミャンマー		382	205	41	288	220
モンゴル		47	24	0	81	69
ラオス		16	15	0	19	15
スリランカ		19	11	2	21	12
その他の		12	9	0	22	25

(※) 「技能実習3号」は、「技能実習3号イ及びロ」を合算した数である。

11-2 「技能実習3号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者の推移 (人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		26,356	39,856	47,083	75,561	67,762
ベトナム		14,141	21,172	26,124	40,986	35,308
フィリピン		3,245	5,413	6,518	10,708	9,194
インドネシア		1,931	2,988	4,125	8,342	8,069
中国		4,469	5,926	5,055	7,738	7,656
タイ		898	1,324	1,428	2,401	2,531
カンボジア		759	1,290	1,516	2,340	2,457
ミャンマー		749	1,424	1,769	2,177	1,738
モンゴル		68	129	195	313	299
スリランカ		34	64	157	232	179
ネパール		22	42	99	154	137
その他の		40	84	97	170	194

12-1 「留学」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		121,637	49,748	11,651	167,128	139,574
中国		47,666	20,671	4,446	54,943	40,184
ネパール		7,406	826	379	29,584	23,095
ベトナム		21,060	11,339	1,443	15,012	13,636
ミャンマー		1,006	930	172	4,098	7,537
韓国		8,901	2,586	556	9,296	6,851
スリランカ		739	649	88	4,227	5,352
台湾		5,627	1,405	260	4,968	5,111
米国		3,712	964	198	4,045	5,092
バングラデシ		670	674	236	3,609	2,865
インドネシア		2,896	1,426	473	4,515	2,853
その他の		21,954	8,278	3,400	32,831	26,998

12-2 「留学」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		345,791	280,901	207,830	300,638	340,883
中国		144,264	125,328	96,594	125,940	134,651
ネパール		29,417	23,116	16,858	39,656	55,604
ベトナム		79,292	65,653	46,403	45,411	43,175
韓国		17,732	12,854	8,616	14,124	14,671
ミャンマー		5,429	4,371	3,207	5,925	12,177
スリランカ		7,408	5,578	3,452	6,124	10,378
台湾		10,420	6,206	3,907	6,938	8,154
インドネシア		7,512	6,279	4,686	7,321	7,741
バングラデシ		3,624	3,341	2,664	5,276	7,231
モンゴル		3,908	3,320	2,426	4,008	4,799
その他の		36,785	24,855	19,017	39,915	42,302

13-1 「研修」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		12,985	2,392	179	3,859	10,731
イ ン ド ネ シ ア		849	153	36	292	732
タ イ		721	194	39	337	565
ベ ト ナ ム		806	119	16	357	557
フ イ リ ピ ン		419	77	23	253	420
モ ン ゴ ル		318	58	2	141	404
マ レ ー シ ア		432	104	3	192	346
カ ン ボ ジ ア		286	45	5	152	335
バ ン グ ラ デ シ ュ		372	47	5	87	324
ラ オ ス		267	67	0	95	265
イ ン ド		853	103	4	54	254
そ の 他		7,662	1,425	46	1,899	6,529

13-2 「研修」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		1,177	174	145	497	714
イ ン ド ネ シ ア		153	22	27	54	110
タ イ		147	33	30	72	87
ベ ト ナ ム		194	40	13	71	82
フ イ リ ピ ン		107	3	21	55	69
中 国		155	11	1	24	57
イ ン ド		50	1	4	13	48
ブ ラ ジ ル		28	0	0	20	26
マ レ ー シ ア		19	8	3	21	21
韓 国		18	4	6	14	15
モ ン ゴ ル		17	3	1	8	13
そ の 他		289	49	39	145	186

14-1 「特定活動」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		31,712	7,381	3,508	10,006	23,523
韓 国		5,467	1,138	209	133	3,511
台 湾		6,279	1,025	50	630	3,300
中 国		3,318	710	274	948	2,217
オ ー ス ト ラ リ ア		1,648	199	75	999	1,944
イ ン ド ネ シ ア		1,461	773	333	1,345	1,822
ベ ト ナ ム		3,449	1,047	338	949	1,397
フ ラ ン ス		1,582	378	91	685	1,393
英 国		1,032	94	210	657	1,123
ド イ ツ		958	257	137	661	982
フ イ リ ピ ン		1,788	369	598	527	773
そ の 他		4,730	1,391	1,193	2,472	5,061

14-2 「特定活動」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		65,187	103,422	124,056	83,380	73,774
ミ ャ ン マ 一		1,927	3,358	6,920	10,707	15,983
ベ ト ナ ム		6,349	41,331	59,847	26,147	11,918
中 国		10,600	16,894	15,569	11,193	9,942
フ イ リ ピ ン		6,642	7,467	7,777	5,797	4,611
イ ン ド ネ シ ア		3,965	4,450	5,508	4,849	4,467
韓 国		4,889	1,565	963	648	3,520
台 湾		5,479	1,839	972	923	3,017
オ ー ス ト ラ リ ア		1,902	420	254	1,055	2,085
ウ ク ラ イ ナ		53	44	35	2,015	2,073
フ ラ ン ス		1,348	502	209	707	1,220
そ の 他		22,033	25,552	26,002	19,339	14,938

15 「永住者」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		793,164	807,517	831,157	863,936	891,569
中 国		273,776	283,281	296,660	314,354	330,810
フ イ リ ピ ン		131,933	133,188	135,300	137,615	139,534
ブ ラ ジ ル		112,440	112,341	112,890	114,266	115,287
韓 国		72,391	72,473	73,037	74,805	75,675
ペ ル		33,614	33,375	33,301	33,284	33,151
台 湾		22,235	22,265	22,803	24,137	25,016
ベ ト ナ ム		17,186	18,472	20,206	22,360	24,505
タ イ		20,526	20,720	20,985	21,459	21,738
米 国		18,043	18,239	18,773	19,425	19,856
イ ン ド ド		6,466	6,791	7,520	8,318	8,754
そ の 他		84,554	86,372	89,682	93,913	97,243

16-1 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		10,694	6,306	7,356	9,143	7,965
フ イ リ ピ ン		1,850	1,057	1,010	1,050	1,467
中 国		2,017	998	767	1,057	1,422
ブ ラ ジ ル		2,384	657	885	1,347	1,009
米 国		561	527	942	1,101	741
タ イ		604	474	481	555	503
ベ ト ナ ム		643	436	302	461	449
韓 国		400	317	393	389	276
台 湾		195	162	239	349	213
イ ン ド ネ シ ア		180	136	147	161	156
オ ー ス ト ラ リ ア		121	85	171	279	142
そ の 他		1,739	1,457	2,019	2,394	1,587

16-2 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		145,254	142,735	142,044	144,993	148,477
中 国		30,321	28,313	26,575	25,960	26,426
フ イ リ ピ ン		26,699	26,022	25,538	25,453	26,201
ブ ラ ジ ル		18,427	17,225	16,544	16,402	15,933
米 国		10,014	10,439	11,034	11,836	12,480
韓 国		12,798	12,490	12,103	11,928	11,824
タ イ		7,301	7,154	7,192	7,397	7,552
ベ ト ナ ム		4,601	4,983	5,435	6,125	6,686
台 湾		4,541	4,475	4,378	4,539	4,617
英 国		2,637	2,743	2,825	2,934	3,037
フ ラ ン ス		2,097	2,195	2,282	2,423	2,502
そ の 他		25,818	26,696	28,138	29,996	31,219

17-1 「定住者」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		17,515	5,385	4,677	13,628	13,523
ブ ラ ジ ル		11,657	2,709	840	6,538	5,812
中 国		1,508	680	730	1,351	2,717
フ イ リ ピ ン		2,345	914	1,709	2,875	2,665
ペ ル		619	240	260	707	491
ベ ト ナ ム		271	192	185	358	398
ボ リ ビ ア		177	80	104	172	183
イ ン ド ネ シ ア		145	87	88	193	146
パ キ ス タ ン		76	35	81	150	121
タ イ		97	62	69	145	113
米 国		42	32	69	118	85
そ の 他		578	354	542	1,021	792

17-2 「定住者」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		204,787	201,329	198,966	206,938	216,868
ブ ラ ジ ル		73,536	71,832	68,492	70,906	72,187
フ イ リ ピ ン		54,359	53,941	54,946	57,591	60,446
中 国		28,822	27,436	26,624	26,950	29,615
ペ ル 一		10,936	10,779	10,784	11,161	11,363
韓 国		7,208	7,119	7,069	7,080	7,177
ベ ト ナ ム		5,646	5,739	5,783	6,068	6,536
タ イ		3,997	3,985	4,024	4,214	4,358
イ ン ド ネ シ ア		2,238	2,260	2,347	2,528	2,694
ボ リ ビ ア		2,294	2,334	2,409	2,527	2,644
ミ ャ ン マ 一		2,479	2,413	2,397	2,508	2,590
そ の 他		13,272	13,491	14,091	15,405	17,258

## (2) 主な国籍・地域ごとの在留資格別新規入国者数・在留の資格別在留外国人数の推移

1-1 中国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	2019	2020	2021	2022	2023
総	数	7,424,274	836,088	19,374	155,702	1,997,492
外 交		938	74	96	105	351
公 用		9,409	204	28	153	3,605
教 授		425	160	152	341	351
芸 術		5	14	0	12	19
宗 教		7	3	0	20	13
報 道		15	1	0	17	9
高 度 専 門 職 1 号 イ		12	8	2	13	13
高 度 専 門 職 1 号 ロ		146	71	24	361	569
高 度 専 門 職 1 号 ハ		51	34	5	267	831
高 度 専 門 職 2 号		0	0	0	0	0
経 営 ・ 管 理		1,417	864	269	2,576	3,745
法 律 ・ 会 計 業 務		1	0	0	2	3
医 療		17	11	3	11	32
研 究		68	28	27	49	39
教 育		8	5	1	6	7
技術 ・ 人文知識 ・ 国際業務		9,532	2,702	532	5,268	8,450
企 業 内 転 勤		2,890	548	98	1,414	2,179
介 護		0	0	0	0	3
興 行		1,586	39	8	96	526
技 能		1,641	555	147	269	571
特 定 技 能 1 号		2	503	157	1,972	3,415
特 定 技 能 2 号		0	0	0	0	0
技 能 実 習 1 号 イ		1,592	263	85	239	249
技 能 実 習 1 号 ロ		33,093	10,786	3,420	11,673	11,098
技 能 実 習 2 号 イ		3	1	0	0	3
技 能 実 習 2 号 ロ		56	43	14	48	60
技 能 実 習 3 号 イ		38	17	3	14	12
技 能 実 習 3 号 ロ		2,668	1,092	285	1,932	1,833
文 化 活 動		1,060	182	52	810	841
短 期 滞 在		7,292,654	790,845	4,323	60,086	1,893,822
留 学		47,666	20,671	4,446	54,943	40,184
研 修		575	93	3	33	139
家 族 滞 在		8,866	3,367	2,271	7,088	13,487
特 定 活 動		3,318	710	274	948	2,217
日 本 人 の 配 偶 者 等		2,017	998	767	1,057	1,422
永 住 者 の 配 偶 者 等		990	466	398	656	1,365
定 住 者 者		1,508	680	730	1,351	2,717
永 住 者 者			50	754	1,872	3,312

(※1) 2019年4月1日から在留資格「特定技能1号及び2号」が新設された（以下の表も同じ。）。

(※2) 2020年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に再入国が困難な永住者への対応として「永住者」の在留資格を許可したもの（以下の表も同じ。）。

## 1-2 中国人の在留資格別在留外国人数の推移

(人)

在留資格	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		813,675	778,112	716,606	761,563	821,838
教 授		1,411	1,254	1,269	1,496	1,619
芸 術		66	78	64	93	127
宗 教		89	88	83	114	128
報 道		49	42	36	37	40
高 度 専 門 職 1 号 イ		888	850	783	840	1,001
高 度 専 門 職 1 号 ロ		8,094	9,008	8,400	9,159	11,828
高 度 専 門 職 1 号 ハ		288	352	332	703	1,709
高 度 専 門 職 2 号		499	666	794	994	1,219
経 営 ・ 管 理		14,442	14,317	13,748	15,986	19,334
法 律 ・ 会 計 業 務		18	16	16	23	35
医 療		1,746	1,881	1,845	1,743	1,693
研 究		361	312	271	285	263
教 育		79	78	73	77	75
技術・人文知識・国際業務		90,766	88,662	81,221	82,502	92,141
企 業 内 転 勤		6,129	4,078	2,509	3,204	4,475
介 護		80	183	354	556	806
興 行		171	93	74	75	104
技 能		16,763	16,469	15,437	14,382	13,989
特 定 技 能 1 号		100	1,575	3,694	8,882	13,456
特 定 技 能 2 号		0	0	0	6	12
技 能 実 習 1 号 イ		1,235	225	86	227	155
技 能 実 習 1 号 ロ		31,254	10,666	3,558	11,184	10,506
技 能 実 習 2 号 イ		1,060	1,169	645	203	176
技 能 実 習 2 号 ロ		44,352	45,755	28,145	9,450	10,367
技 能 実 習 3 号 イ		209	202	108	122	92
技 能 実 習 3 号 ロ		4,260	5,724	4,947	7,616	7,564
文 化 活 動		1,119	468	260	966	1,057
留 学		144,264	125,328	96,594	125,940	134,651
研 修		155	11	1	24	57
家 族 滞 在		82,382	74,886	67,933	67,735	76,131
特 定 活 動		10,600	16,894	15,569	11,193	9,942
永 住 者		273,776	283,281	296,660	314,354	330,810
日本 人 の 配 偶 者 等		30,321	28,313	26,575	25,960	26,426
永 住 者 の 配 偶 者 等		17,002	16,956	17,143	17,769	19,563
定 住 者		28,822	27,436	26,624	26,950	29,615
特 別 永 住 者		825	796	755	713	672

(※) 「中国」は、台湾のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者を除いた数である。

## 2-1 韓国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		5,339,079	432,707	5,500	952,743	6,810,987
外 交		969	194	184	275	605
公 用		1,744	181	136	629	1,448
教 授		185	58	42	95	102
芸 術		32	1	0	22	24
宗 教		74	34	12	61	75
報 道		10	6	9	10	4
高 度 専 門 職 1 号 イ		3	3	1	6	3
高 度 専 門 職 1 号 ロ		26	12	5	56	41
高 度 専 門 職 1 号 ハ		5	0	2	16	5
高 度 専 門 職 2 号		0	0	0	0	0
経 営 ・ 管 理		174	117	31	215	164
法 律 ・ 会 計 業 務		0	0	0	1	0
医 療		17	11	9	5	20
研 究		17	4	2	16	10
教 育		20	19	15	14	15
技術・人文知識・国際業務		4,161	1,533	242	2,604	2,424
企 業 内 転 勤		581	198	43	582	533
介 護		1	0	0	0	1
興 行		9,190	1,063	115	6,436	9,937
技 能		39	7	3	9	25
特 定 技 能 1 号		3	8	2	6	29
特 定 技 能 2 号		0	0	0	0	0
技 能 実 習 1 号 イ		1	0	0	0	0
技 能 実 習 1 号 ロ		0	0	0	0	0
技 能 実 習 2 号 イ		0	0	0	0	0
技 能 実 習 2 号 ロ		0	0	0	0	0
技 能 実 習 3 号 イ		0	0	0	0	0
技 能 実 習 3 号 ロ		0	0	0	0	0
文 化 活 動		223	31	13	109	131
短 期 滞 在		5,305,221	424,382	2,615	929,614	6,783,421
留 学		8,901	2,586	556	9,296	6,851
研 修		74	6	9	40	49
家 族 滞 在		1,460	675	502	1,405	986
特 定 活 動		5,467	1,138	209	133	3,511
日 本 人 の 配 偶 者 等		400	317	393	389	276
永 住 者 の 配 偶 者 等		48	40	63	78	48
定 住 者		33	61	89	83	58
永 住 者			22	198	538	191

2-2 韓国人の在留資格別在留外国人数の推移

(人)

在留資格	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		446,364	426,908	409,855	411,312	410,156
教 授		824	768	720	714	696
芸 術		54	53	50	64	67
宗 教		902	823	757	772	793
報 道		41	37	40	43	43
高 度 専 門 職 1 号 イ		135	155	170	187	187
高 度 専 門 職 1 号 ロ		404	435	438	511	605
高 度 専 門 職 1 号 ハ		37	45	60	77	79
高 度 専 門 職 2 号		13	18	24	36	48
経 営 ・ 管 理		3,078	2,819	2,620	2,665	2,690
法 律 ・ 会 計 業 務		12	15	13	15	15
医 療		142	148	141	137	150
研 究		127	117	95	94	95
教 育		118	114	115	107	100
技術・人文知識・国際業務		27,388	25,760	22,652	23,083	24,125
企 業 内 転 勤		1,539	1,209	811	1,138	1,343
介 護		21	48	70	79	83
興 行		211	163	126	162	166
技 能		806	712	632	583	579
特 定 技 能 1 号		6	59	108	157	246
特 定 技 能 2 号		0	0	0	0	0
技 能 実 習 1 号 イ		0	0	0	0	0
技 能 実 習 1 号 ロ		0	0	0	0	0
技 能 実 習 2 号 イ		0	0	0	0	0
技 能 実 習 2 号 ロ		0	0	0	0	0
技 能 実 習 3 号 イ		0	0	0	0	0
技 能 実 習 3 号 ロ		0	0	0	0	0
文 化 活 動		213	93	65	97	131
留 学		17,732	12,854	8,616	14,124	14,671
研 修		18	4	6	14	15
家 族 滞 在		11,829	10,573	9,227	9,316	9,040
特 定 活 動		4,889	1,565	963	648	3,520
永 住 者		72,391	72,473	73,037	74,805	75,675
日本 人 の 配 偶 者 等		12,798	12,490	12,103	11,928	11,824
永 住 者 の 配 偶 者 等		2,162	2,132	2,057	2,071	2,114
定 住 者		7,208	7,119	7,069	7,080	7,177
特 別 永 住 者		281,266	274,107	267,070	260,605	253,879

## 3-1 ベトナム人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		353,633	90,876	24,623	163,789	330,721
外 交		533	50	89	234	510
公 用		2,852	260	118	867	2,383
教 授		33	18	8	36	22
芸 術		0	1	0	0	1
宗 教		32	20	1	41	23
報 道		1	4	0	0	2
高 度 専 門 職 1 号 イ		1	2	0	1	1
高 度 専 門 職 1 号 ロ		2	4	0	4	7
高 度 専 門 職 1 号 ハ		1	0	0	1	0
高 度 専 門 職 2 号		0	0	0	0	0
経 営 ・ 管 理		32	31	6	71	160
法 律 ・ 会 計 業 務		0	0	0	0	0
医 療		1	4	0	11	4
研 究		7	2	1	8	4
教 育		1	0	0	0	1
技術・人文知識・国際業務		12,245	6,484	628	9,796	12,310
企 業 内 転 勤		954	329	43	829	750
介 護		1	15	2	11	25
興 行		156	6	1	49	210
技 能		200	83	5	155	207
特 定 技 能 1 号		304	1,816	765	3,221	9,981
特 定 技 能 2 号		0	0	0	0	0
技 能 実 習 1 号 イ		1,020	293	58	914	880
技 能 実 習 1 号 ロ		90,150	41,048	16,392	82,489	76,754
技 能 実 習 2 号 イ		1	0	0	0	0
技 能 実 習 2 号 ロ		108	47	8	45	94
技 能 実 習 3 号 イ		95	9	0	65	52
技 能 実 習 3 号 ロ		7,682	3,708	803	4,073	3,835
文 化 活 動		81	12	3	32	81
短 期 滞 在		205,466	19,739	375	35,935	196,989
留 学		21,060	11,339	1,443	15,012	13,636
研 修		806	119	16	357	557
家 族 滞 在		5,294	3,654	2,943	7,549	8,812
特 定 活 動		3,449	1,047	338	949	1,397
日 本 人 の 配 偶 者 等		643	436	302	461	449
永 住 者 の 配 偶 者 等		151	102	60	119	163
定 住 者		271	192	185	358	398
永 住 者			2	30	96	23

3-2 ベトナム人の在留資格別在留外国人数の推移

(人)

在留資格	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		411,968	448,053	432,934	489,312	565,026
教 授		137	145	157	150	145
芸 術		0	0	0	0	0
宗 教		252	254	230	254	251
報 道		8	11	7	6	8
高 度 専 門 職 1 号 イ		79	77	67	75	73
高 度 専 門 職 1 号 ロ		287	343	350	399	533
高 度 専 門 職 1 号 ハ		7	8	7	10	14
高 度 専 門 職 2 号		6	7	12	17	23
経 営 ・ 管 理		491	640	1,031	1,592	2,145
法 律 ・ 会 計 業 務		0	0	0	0	0
医 療		43	69	111	168	223
研 究		32	33	26	41	45
教 育		5	4	8	9	13
技術・人文知識・国際業務		51,713	61,181	64,200	77,997	93,391
企 業 内 転 勤		1,342	1,159	751	1,221	1,480
介 護		296	857	1,906	2,944	4,042
興 行		0	0	1	1	3
技 能		671	692	647	779	942
特 定 技 能 1 号		901	9,412	31,721	77,135	110,628
特 定 技 能 2 号		0	0	0	2	20
技 能 実 習 1 号 イ		915	270	56	892	834
技 能 実 習 1 号 ロ		89,861	41,294	17,737	82,049	76,711
技 能 実 習 2 号 イ		1,447	1,359	737	213	721
技 能 実 習 2 号 ロ		112,363	144,784	115,909	52,206	89,610
技 能 実 習 3 号 イ		152	182	250	503	417
技 能 実 習 3 号 ロ		13,989	20,990	25,874	40,483	34,891
文 化 活 動		44	17	8	27	36
留 学		79,292	65,653	46,403	45,411	43,175
研 修		194	40	13	71	82
家 族 滞 在		21,609	25,961	31,351	41,758	52,523
特 定 活 動		6,349	41,331	59,847	26,147	11,918
永 住 者		17,186	18,472	20,206	22,360	24,505
日本 人 の 配 偶 者 等		4,601	4,983	5,435	6,125	6,686
永 住 者 の 配 偶 者 等		2,047	2,083	2,089	2,195	2,397
定 住 者		5,646	5,739	5,783	6,068	6,536
特 別 永 住 者		3	3	4	4	5

## 4-1 フィリピン人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		571,685	96,281	5,405	113,221	584,825
外 交		283	26	31	40	206
公 用		989	108	81	325	1,101
教 授		34	12	8	24	20
芸 術		2	0	0	0	0
宗 教		71	29	0	42	112
報 道		1	0	0	0	0
高 度 専 門 職 1 号 イ		0	0	0	0	1
高 度 専 門 職 1 号 ロ		2	0	0	6	5
高 度 専 門 職 1 号 ハ		1	0	0	1	0
高 度 専 門 職 2 号		0	0	0	0	0
経 営 ・ 管 理		7	1	1	11	12
法 律 ・ 会 計 業 務		0	0	0	0	0
医 療		3	1	1	3	1
研 究		0	0	0	7	4
教 育		200	129	140	126	344
技術・人文知識・国際業務		1,565	534	32	1,192	1,324
企 業 内 転 勤		1,278	412	27	1,183	1,148
介 護		1	0	0	1	9
興 行		5,632	1,918	28	3,554	3,888
技 能		50	28	6	125	83
特 定 技 能 1 号		1	46	9	3,668	5,827
特 定 技 能 2 号		0	0	0	0	0
技 能 実 習 1 号 イ		1,199	297	21	1,071	1,199
技 能 実 習 1 号 ロ		12,640	4,822	224	12,918	12,859
技 能 実 習 2 号 イ		0	0	0	1	0
技 能 実 習 2 号 ロ		5	3	0	12	16
技 能 実 習 3 号 イ		81	33	0	65	61
技 能 実 習 3 号 ロ		1,806	821	46	2,036	1,091
文 化 活 動		89	12	1	47	73
短 期 滞 在		536,965	83,597	541	78,849	547,487
留 学		1,486	585	177	1,689	1,412
研 修		419	77	23	253	420
家 族 滞 在		673	254	345	1,024	843
特 定 活 動		1,788	369	598	527	773
日 本 人 の 配 偶 者 等		1,850	1,057	1,010	1,050	1,467
永 住 者 の 配 偶 者 等		219	158	144	208	226
定 住 者		2,345	914	1,709	2,875	2,665
永 住 者			38	202	288	148

4-2 フィリピン人の在留資格別在留外国人数の推移

(人)

在留資格	年	2019	2020	2021	2022	2023
総 数		282,798	279,660	276,615	298,740	322,046
教 授		94	96	111	108	96
芸 術		0	0	0	0	0
宗 教		321	301	236	276	371
報 道		0	0	0	0	0
高 度 専 門 職 1 号 イ		24	21	24	23	26
高 度 専 門 職 1 号 ロ		48	57	54	72	88
高 度 専 門 職 1 号 ハ		2	1	0	1	2
高 度 専 門 職 2 号		1	3	5	4	3
経 営 ・ 管 理		71	60	60	69	84
法 律 ・ 会 計 業 務		2	2	2	2	0
医 療		80	104	96	96	93
研 究		16	17	13	20	15
教 育		1,315	1,516	1,700	1,735	2,030
技術・人文知識・国際業務		8,150	8,250	7,784	8,655	9,632
企 業 内 転 勤		1,658	1,272	777	1,507	1,894
介 護		54	153	365	682	1,029
興 行		644	384	164	436	535
技 能		672	668	652	750	790
特 定 技 能 1 号		111	1,059	4,607	13,214	21,364
特 定 技 能 2 号		0	0	0	0	3
技 能 実 習 1 号 イ		1,023	245	31	967	1,065
技 能 実 習 1 号 ロ		12,248	4,573	350	12,719	12,708
技 能 実 習 2 号 イ		777	949	674	177	687
技 能 実 習 2 号 ロ		18,581	20,468	15,613	4,569	12,278
技 能 実 習 3 号 イ		155	264	335	485	400
技 能 実 習 3 号 ロ		3,090	5,149	6,183	10,223	8,794
文 化 活 動		49	22	15	37	54
留 学		3,262	2,421	1,600	2,482	2,927
研 修		107	3	21	55	69
家 族 滞 在		3,722	3,618	3,732	4,584	5,266
特 定 活 動		6,642	7,467	7,777	5,797	4,611
永 住 者		131,933	133,188	135,300	137,615	139,534
日本 人 の 配 偶 者 等		26,699	26,022	25,538	25,453	26,201
永 住 者 の 配 偶 者 等		6,838	7,315	7,800	8,286	8,901
定 住 者		54,359	53,941	54,946	57,591	60,446
特 別 永 住 者		50	51	50	50	50

# 卷末付録 2009年4月1日以降の主な出来事

(2009年度以降)

年月日	出来事	内容
2009.7.10	在留特別許可に係るガイドラインの改定	2006年10月に策定した「在留特別許可に係るガイドライン」を見直し、在留特別許可の許否判断の透明性を更に高め、不法滞在者が出頭申告しやすい環境を整備した。
2009.7.15	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」(平成21年法律第79号。以下「2009年改正法」という。)の公布	外国人登録制度に代えて、適法な在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握し、在留カード等を発行する新しい在留管理制度を導入するとともに、在留期間の上限の伸長、再入国許可制度の緩和、在留資格「技能実習」の創設等を行うことを内容とする2009年改正法が公布された。
2009.12.14 ～12.15	第23回「出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国20の国・地域及び3国際機関の担当者を招へいして「出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について情報共有及び意見交換を行った。
2010.1.1	2009年改正法の一部施行	①乗員上陸の許可を受けた者に旅券又は乗員手帳の携帯及び提示を義務付ける規定、②在留資格「技能実習（1号）」に係る在留資格認定証明書の交付ができることとする規定が施行された。
2010.1.19	「今後の出入国管理行政の在り方」の法務大臣への報告	「第5次出入国管理政策懇談会」において取りまとめられた報告書「今後の出入国管理行政の在り方」が法務大臣に提出された。
2010.1.25	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースとして、タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民のうち、一定の要件を満たす者を「定住者」として受け入れることができることとした。
2010.2.21	次期A P I Sの運用開始	空港において、乗員上陸許可申請手続の機能が追加された次期A P I Sの運用が開始された。
2010.3.30	「第4次出入国管理基本計画」の策定	出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、法務大臣が「第4次出入国管理基本計画」を策定した。
	東京入国管理局羽田空港支局の新設	東京入国管理局羽田空港出張所を廃止し、同局羽田空港支局を新設した。
2010.5.24 ～11.15	上陸審査強化期間の設定	2010年日本A P E C開催に伴い、A P E C関係者に対する迅速な出入国手続を実施する一方で、テロリスト及び海外における反グローバリズム化団体等による日本国内での活動を防止するため、全国の空海港を対象として上陸審査強化期間を設け、関係機関との緊密な連携を図りながら個人識別情報の活用による厳格な入国審査を徹底した。
2010.7.1	2009年改正法の一部施行	・入国者収容所等視察委員会の新設 東京入国管理局に東日本地区入国者収容所等視察委員会、大阪入国管理局に西日本地区入国者収容所等視察委員会が新設された。
		・研修・技能実習制度の見直し 在留資格「技能実習」が創設され、従来「研修」の在留資格の対象とされていた1年目から雇用契約の締結が必要となり、技能実習生が1年目から労働基準法や最低賃金法等の労働関係法の保護を受けられるようになった。
		・在留資格「留学」と「就学」の一本化 留学生の安定的な在留のため、大学生等を対象とする在留資格「留学」と高校生等を対象とする「就学」の区分がなくなり、「留学」の在留資格に一本化された。
		・上陸拒否の特例の創設 一定の上陸拒否事由に該当する場合であっても、再入国許可を与えた場合や法務省令で定める場合には、上陸を拒否しないことができるようになった。

年月日	出来事	内容
2010.12.7 ～12.8	第24回「出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国20の国・地域及び4国際機関の担当者を招へいして、「出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について情報共有及び意見交換を行った。
2011.1.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」等の施行	我が国に相当期間滞在して入院し、医療を受ける活動及びその者の日常生活上の世話をする活動が在留資格「特定活動」の類型に加わった。
2011.3.11～	東日本大震災への対応	海外からの緊急援助隊に対しては、入国審査官があらかじめ作成した仮上陸許可書を交付することで旅券への上陸許可証印を省略するなど、簡便・迅速な上陸審査を実施した。 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条第2項の規定に基づく法務省告示（平成23年3月16日法務省告示第123号）の対象となる外国人については、在留期間の満了日を、一律に、2011年8月31日まで延長する措置をとった。 再入国の許可を取得せずに出国した留学生や研修生・技能実習生については、外務省と協議の上、簡易な手続での入国を認めることとした。
2011.7.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」の改正等	在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」等に係る学歴要件に、本邦の専修学校の専門課程修了が加わった。
2011.8.26	「出入国管理及び難民認定法施行規則」の改正	在留資格「短期滞在」について、15日未満の在留期間を決定することが可能になった。
2012.4.1	東京湾岸千葉及び横浜機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化するため、太平洋側に位置する海港及び沿岸地域のパトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する東京湾岸千葉機動班を東京入国管理局千葉出張所に設置し、東京湾岸横浜機動班を東京入国管理局横浜支局に設置した。
2012.4.6	大阪入国管理局関西空港支局審査部門の増設	2012年度のLCC専用ターミナル供用開始に伴い、大阪入国管理局関西空港支局審査部門を増設した。
2012.5.7	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」の施行	高度人材の受入れを促進するためのポイント制による出入国管理上の優遇制度の運用を開始した。
2012.7.9	2009年改正法の一部施行  法務省入国管理局出入国管理情報官及び入国在留課在留管理業務室の設置並びに東京入国管理局在留管理情報部門の新設	・新しい在留管理制度の導入 法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する新しい在留管理制度が導入された。また、同日をもって外国人登録法令が廃止された。  新しい在留管理制度に対応するため、法務省入国管理局に出入国管理情報官及び入国在留課在留管理業務室を設置した（登録管理官及び総務課出入国情報管理室の廃止）。また、東京入国管理局在留管理情報部門を新設した。
2012.8.17	尖閣諸島領有権主張活動家等の送還	2012年8月15日に尖閣諸島領有権主張活動家等14人による抗議船での不法入国等事が発生したところ、警察又は海上保安庁が逮捕した同14人について、刑事手続終了後に福岡入国管理局那覇支局が身柄受領の上、同年8月17日、航空機又は船舶で退去強制した。
2012.9.24 ～10.14	上陸審査特別強化期間の設定	2012年国際通貨基金（IMF）世界銀行年次総会の開催に際し、各國政府代表団等に対する円滑な出入国手続を実施する一方で、同総会の安全かつ円滑な実施を妨げる違反行為を敢行するおそれのある外国人の上陸を確実に阻止するため、厳格な上陸審査を徹底した。
2012.9.28	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」等の施行	日ベトナム経済連携協定の発効を受け、同協定の適用を受ける看護師・介護福祉士候補者等の我が国への入国・在留に係る所要の規定が施行された。
2012.10.1	近畿地区不法入国防止担当神戸機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化するため、地理的に不法事案の発生が懸念される日本海側の海港及び沿岸パトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する近畿地区不法入国防止担当神戸機動班を大阪入国管理局神戸支局に設置した。

年月日	出来事	内容
2012.11.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」等の施行	技能実習生等の保護の強化及び技能実習制度の適正な運用を目的として、①不正行為により基準不適合となる起算点の明確化、②監理団体等について、過去5年間に虚偽申請に関与していた場合には、技能実習生等の受入れを認めないとすること、③実習実施機関、受入れ機関及び監理団体に対し、不正行為事実の報告義務を課すこと等の見直しを行った。
2013.5.20	訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果報告	訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方について、1年半にわたる検討の結果を取りまとめ、「第6次出入国管理政策懇談会」から法務大臣に報告された。
	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果報告	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度について、見直しの方向性に関する検討の結果を取りまとめ、「第6次出入国管理政策懇談会」から法務大臣に報告された。
2013.6.24	入国管理局電子届出システムの導入	中長期在留者が行う「所属機関等に関する届出」及び中長期在留者を受け入れている機関が行う「所属機関による届出」について、従来から行っている書面又は郵送による届出に加え、「入国管理局電子届出システム」を利用したインターネットによる届出の運用を開始した。
2013.7.1	入国管理局正字検索システムの運用開始	在留カード及び特別永住者証明書に記載される漢字氏名の表記については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」(平成23年法務省告示第582号)により正字の範囲の文字と定めており、簡体字等については、正字の範囲に置き換えて記載することとしているところ、入国管理局ホームページ上において、在留カード及び特別永住者証明書に表記される漢字氏名を簡易に検索できるシステムの運用を開始した。
2013.9.13	「法務省関係総合特別区域法第53条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」の施行	総合特別区域法に基づく地域活性化総合特区内において、外国人が働きながら我が国の特定伝統料理を学ぶことができるようになった。
2013.10.9 ～10.10	第12回ASEM移民管理局長級会合の開催	法務省入国管理局主催の下、東京において、第12回ASEM移民管理局長級会合が開催され、「経済政策としての移民政策」をメインテーマとして、アジア及びヨーロッパ諸国の移民問題担当者の間で意見交換が行われた。
2013.10.15	帰国支援を受けて帰国した日系人に対する再入国規制の解除	2009年度に実施した日系人離職者に対する帰国支援事業により帰国支援金の支給を受け帰国した者について、当分の間、同様の身分に基づく在留資格による再入国許可を認めないととしていたところ、昨今の経済・雇用状況等を踏まえ、一定の条件のもとに再入国を認めることとした。
2013.12.24	高度外国人材に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する関係告示の一部改正の施行	「第6次出入国管理政策懇談会」の報告及び「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)を踏まえ、高度外国人材の更なる受入れのため、高度外国人材に係る認定要件及び優遇措置の見直しを内容とする「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(ニに係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件」及び「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(ニに係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件第2条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」の改正が施行された。
2014.1.24	「第三国定住による難民の受入れの実施について」の閣議了解	第三国定住による難民の受入れについて、2015年度から、マレーシア国内に一時滞在しているミャンマー難民の受入れを開始し、受入れ難民に対する定住支援を行うことなどに関する閣議了解を行った。
2014.6.13	「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の公布	行政不服審査法の改正に伴い、出入国管理及び難民認定法についても難民異議申立手続について、難民審査参与員を審理員とみなし、参与員の審理手続を行政不服審査法上の審理手続と位置付ける規定が新設されたなどした。

年月日	出来事	内容
2014.6.18	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成26年法律第74号。以下「2014年改正法」という。)の公布	船舶観光上陸許可制度の創設、みなし再入国許可対象者の拡大、在留資格「留学」に係る改正、P N Rの取得、在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の創設、在留資格「投資・経営」から「経営・管理」への改正、在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化等を内容とする2014年改正法が公布された。
2014.6.30	「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果」の法務大臣への報告	「第6次出入国管理政策懇談会」の下に置かれた「外国人受入れ制度検討分科会」において取りまとめられた報告書「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果」が法務大臣に提出された。
2014.7.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	外国人の出国時、みなし再入国許可による出国、再入国許可による出国のいずれにより出国しようとしているのか容易に確認することができるよう、再入国出国記録の様式を改めた。
2014.10.6	札幌入国管理局旭川出張所の新設	札幌入国管理局小樽港出張所を廃止し、旭川出張所を新設した。
2014.12.26	「今後の出入国管理行政の在り方」及び「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果」の法務大臣への報告	「第6次出入国管理政策懇談会」において取りまとめられた報告書「今後の出入国管理行政の在り方」及び同政策懇談会の下に置かれた難民認定制度に関する専門部会において取りまとめられた報告書「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果」が法務大臣に提出された。
2015.1.1	2014年改正法の一部施行	・船舶観光上陸許可制度の開始 法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象とする簡易な上陸手続として、船舶観光上陸許可の制度が創設された。
		・みなし再入国対象者の拡大 我が国に航空機で入国し、「短期滞在」の在留資格を付与された者が、我が国の出入国港を始点とし、外国の港に寄港し再び我が国の出入国港に寄港するクルーズ船に乗船する場合、あらかじめ我が国に再び入国する意図を表明して当該クルーズ船で出国するときは、原則として再入国許可を受けたものとされることとなった（ただし、クルーズ船は指定旅客船に限られる。）。
		・在留資格「留学」に係る改正 在留資格「留学」の受入れ機関に小中学校が加わった。
		・P N Rの取得の開始 入国審査官が、航空会社に対し、P N Rの報告を求めることができるようになった。
2015.1.30	「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書の公表	法務省入国管理局長及び厚生労働省職業能力開発局長が開催する懇談会として設置された「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」において取りまとめられた報告書が公表された。
2015.4.1	2014年改正法の一部施行	・在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の創設 「特定活動」の在留資格を付与して出入国管理上の優遇措置を実施していた高度外国人材を対象とする新たな在留資格「高度専門職1号」及び同在留資格をもって3年間在留した者を対象とする「高度専門職2号」の在留資格が創設された。
		・在留資格「投資・経営」から「経営・管理」への改正 在留資格「投資・経営」から投資要件がなくなり、名称も「経営・管理」に改められた。
		・在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化 業務に要する知識等の分野の違い（文系・理系）に基づく在留資格上の区別がなくなり、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」となった。
		外国人建設・造船就労者受入事業の開始 復興事業の加速化と東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の建設分野、及び建設分野と人材の流動性が高い造船分野における緊急かつ時限的な措置として、国土交通大臣が適正な受入れの確保に関与する枠組みでの外国人材の活用が開始された。

年月日	出来事	内容
2015.6.23	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	査証免除国の富裕層外国人を対象として、「特定活動」の在留資格で最大1年間の観光を目的とする滞在（いわゆるロングステイ）を可能にした。
2015.7.2	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	マレーシアに滞在するミャンマー難民のほか、既に受け入れている第三国定住難民のタイからの家族呼び寄せが可能になった。
2015.9.1	法務省関係国家戦略特別区域法施行規則等の施行（創業人材、家事支援人材の受入れ）	国家戦略特別区域内で創業活動を行う外国人、家事支援活動を行う外国人の受入れが可能になった。
2015.9.15	「第5次出入国管理基本計画」の策定	出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、法務大臣が「第5次出入国管理基本計画」を策定した。
	「難民認定制度の運用の見直しの概要」の公表	「第6次出入国管理政策懇談会」及び「難民認定制度に関する専門部会」から2014年12月に提出された報告書の提言の趣旨を踏まえ、「難民認定制度の運用の見直しの概要」が公表された。
2015.10.1	西日本入国管理センターの廃止	西日本入国管理センターを廃止した。
	法務省入国管理局出入国管理インテリジェンス・センターの設置	法務省入国管理局に出入国管理インテリジェンス・センターを設置した。
2015.11.20	「法務省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令」の施行	国家戦略特別区域内で粒子線照射装置研修に参加する医師・看護師・診療放射線技師・医学物理士について、所要の条件を満たす場合には、入管法施行規則の別表で定める「研修」の在留期間にかかわらず、最長2年の在留を認めることとした。
2016.1.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行（P N Rの電子的取得の開始）	P N Rの電子的な取得が可能になった。
2016.2.26	伊勢志摩サミット対策本部の設置	伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合等の開催に際して、テロリスト及びサミット会合の安全かつ円滑な実施を妨げる違法行為を敢行するおそれのある外国人の上陸を確実に防止すること及び関係者の入出国を円滑に行うことを目的に、伊勢志摩サミット対策本部を設置した。
2016.2.29～9.26	伊勢志摩サミット等の開催に伴う上陸審査強化期間及び上陸審査特別強化期間の設定	伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合等の開催に際して、テロリスト及びサミット会合の安全かつ円滑な実施を妨げる違法行為を敢行するおそれのある外国人の上陸を確実に防止すること及び関係者の入出国を円滑に行う必要があることから、2月29日から4月2日まで及び9月4日から9月26までの間を上陸審査強化期間に指定した。 さらに、4月3日から5月28までの間、法務省内にオペレーションルームを開設し、同期間に上陸審査特別強化期間に指定した。
2016.3.15	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	経済産業大臣の認定を前提として、製造業の海外子会社等従業員を国内に受け入れ、新製品開発等の専門技術を修得させ、当該技術を海外拠点に移転すること等を可能とするため、対象となる外国人に在留資格「特定活動」を付与する規定が施行された。
2016.4.1	「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	2014年6月13日に公布された新行政不服審査法の施行に伴い、難民異議申立手続が難民審査請求手続へと代わるとともに、難民審査参与員を審理員とみなし、参与員の審理手続を行政不服審査法上の審理手続に位置付ける仕組みに改めた。
	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	迅速な審査のため、外国人入国記録（E Dカード）の記載項目が簡素化されるとともに、再入国を予定している者以外の外国人の出国時の書面提出が不要となった。
	中日本機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化し、海港における不法入国等を防止するため、太平洋側及び日本海側に位置する海港及び沿岸地域のパトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する中日本機動班を名古屋入国管理局に設置した。

年月日	出来事	内容
2016.7.22	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」等の施行	外国人スキーインストラクターについて、スポーツの指導に係る3年以上の実務経験がない場合であっても、これに準ずる者は入国・在留が可能となった。
	「日本語教育機関の告示基準」の策定・公表	日本語教育機関を告示をもって定めるに当たり、その適格性を判断するための基準として「日本語教育機関の告示基準」を策定し、公表した。
2016.8.31	「戦略的国境協力におけるオーストラリア移民・国境警備省と日本国法務省入国管理局との間の協力覚書」の合意	日豪の入国管理局当局の間での出入国管理に係る情報共有、職員の相互訪問等を通じて、両当局間での相互協力や各当局における出入国管理能力の強化を図ることを目的とし、合意した。
2016.10.1	バイオカードの導入	審査待ち時間短縮のため、上陸審査待ち時間を活用して個人識別情報（指紋及び顔写真）を事前に取得するための機器、通称「バイオカード」を、関西空港、高松空港及び那覇空港に導入した。（2016年10月1日から試行運用、同月7日から本格運用）
2016.10.17	上陸審査時における顔画像照合の実施	テロリスト等の入国を水際で阻止するため、全国の空海港において、テロリスト等の顔画像と上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真との照合を開始した。
2016.11.1	2014年改正法の一部施行	・トラスティド・トラベラー・プログラムの運用開始 信頼できる渡航者に係る出入国手続の円滑化を図るため、上陸手続において自動化ゲートを利用できる外国人の範囲が拡大された。
	「二国間渡航円滑化イニシアティブ」の運用開始	日本のトラスティド・トラベラー・プログラムと、米国のグローバル・エントリー・プログラム（G E P）に相互に参加する二国間渡航円滑化イニシアティブの運用を開始した。
2016.11.28	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成28年法律第88号。以下「2016年改正法」という。）の公布	在留資格「介護」の創設及び偽装滞在者対策の強化を内容とする2016年改正法が公布された。
	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）の公布	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために、技能実習計画の認定制、監理団体の許可制を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けることなどを内容とする技能実習法が公布された。
	技能実習法の一部施行	外国人技能実習機構の設立に関する規定が公布と同時に施行された。
2017.1.1	2016年改正法の一部施行	・偽装滞在者対策の強化 偽装滞在者に関する罰則が整備されるとともに、在留資格取消事由が拡充されたほか、在留資格の取消しに関する事実の調査について、入国審査官に加えて、入国警備官も行うことができるとされた。
2017.4.15	バイオカード導入空海港の拡大	成田空港等12空港においても運用を開始した。
2017.4.26	高度外国人材に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する省令等の一部改正の施行	「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直しを行うことが盛り込まれたことを受け、「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」及び「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の指定等を定める件」の改正が施行された。
	「永住許可に関するガイドライン」及び「『我が国への貢献』に関するガイドライン」の一部改正	高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を最短で1年にするなどの改正を行い、公表した。
2017.6.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	法務大臣のみに認められていた難民の認定に係る権限等を地方入国管理局長に委任したほか、再申請用の難民認定申請書の様式を新設した。
2017.8.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」等の施行	日本語教育機関を告示をもって定めるに当たり、その適格性を判断するための基準として「日本語教育機関の告示基準」が施行された。

年月日	出来事	内容
2017.9.1	2016年改正法の一部施行	・在留資格「介護」の創設 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の資格を取得した者が、介護施設等との契約に基づいて介護又は介護の指導を行う業務に従事できるよう、在留資格「介護」が創設された。
2017.9.22	国家戦略特別区域法の施行（農業支援人材、海外需要開拓支援人材の受入れ）	国家戦略特別区域内で農作業等に従事する外国人、クールジャパン・インバウンドを促進する外国人の受入れが可能になった。
2017.10.18	顔認証ゲートの導入	顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続を合理化し、より多くの入国審査官を外国人の審査に充て、厳格な審査を維持しつつ更なる円滑化を図るため、羽田空港の上陸審査場において「顔認証ゲート」を先行導入した。
2017.11.1	技能実習法の施行	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、新たな技能実習制度が導入された。また、技能実習法施行令、技能実習法施行規則等の技能実習関係法令が施行された。
2018.1.12	「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しについて」の公表	真の難民の迅速な保護に支障を生じさせないようにするため、正規滞在中に難民認定申請した者の在留資格「特定活動」に関する運用などについて、更なる見直しを行った。
2018.5.1	バイオカート導入空海港の拡大	北九州空港及び大分空港においても運用を開始した。
2018.6.11～11.28	顔認証ゲート導入空海港の拡大	成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港に、日本人の出帰国手続のための「顔認証ゲート」を本格導入した。
2018.7.24	「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」の閣議決定	法務省において外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととされた。
2018.12.14	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(平成30年法律第102号。以下「2018年改正法」という。)の公布、一部の施行(その余は2019年4月1日施行。)	新たな在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設並びに出入国在留管理庁の新設等を内容とする入管法等改正法が公布、一部施行された。
2018.12.25	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（以下「総合的対応策」という。）」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものとして取りまとめられた。
2019.3.29	高度外国人材に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する関係告示の一部改正の施行	「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)等において、地方における外国人材の活用を図るために、日本の大学等を卒業した外国人がその専門能力を十分に発揮できるよう「高度人材ポイント制」の特別加算の対象大学を拡大するなどの見直しを行うこととされたことを受けて、「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の指定等を定める件」の改正を施行した。
	在留申請手続のオンライン化に係る利用申出の受付開始	オンラインで在留申請手続を行うために必要な利用申出の受付を開始した。
	「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」による「調査・検討結果報告書」の公表	プロジェクトチームによる調査・検討の結果、報告書が公表された。
2019.4.1	2018年改正法の施行	・在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設 人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する一定の専門性・技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設された。 ・出入国在留管理庁の設置 在留外国人の増加に的確に対応しつつ、外国人の受入れ環境整備に関する企画及び立案並びに総合調整といった新規事業に一体的かつ効率的に取り組む組織として、法務省の外局に出入国在留管理庁が設置された。
	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の施行	登録支援機関の登録手数料額、登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備等を行った。

年月日	出来事	内容
	「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」の施行	特定技能雇用契約の内容の基準、受入れ機関の基準及び支援計画の内容等について規定した。
	「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」の施行	「特定技能1号」及び「特定技能2号」に係る受入れ分野、技能水準について規定した。
	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令」の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上陸基準省令の改正 「特定技能1号」及び「特定技能2号」について外国人本人に関する基準を規定した。</li> <li>・入管法施行規則の改正 登録支援機関の登録に関する事項、受入れ機関の届出事項等について規定した。</li> <li>・その他 2018年改正法の施行に伴う関係省令について所要の整備を行った。</li> </ul>
	「外国人生活支援ポータルサイト」の開設	日本に在留する外国人の方々やその支援者の方々に対して有用な情報を提供するために開設した。
2019.4.26	「出入国在留管理基本計画」の策定	入管法第61条の10に基づき、法務大臣が「出入国在留管理基本計画」を策定した。
2019.5.30	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	留学生の就職支援のため、本邦大学卒業者については、大学・大学院において修得した知識、応用的能力等を活用することが見込まれ、日本語能力を生かした業務に従事する場合に当たっては、その業務内容を広く認め、在留資格「特定活動」による入国・在留ができるものとした。
2019.5.31	「永住許可に関するガイドライン」の改定	在留資格「特定技能」の取扱いや公的義務の内容を明記するなどの改定を行い、公表した。
2019.6.18	「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の充実について（以下「充実策」という。）」の決定（外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	外国人材の受け入れ環境整備をめぐる喫緊の課題となっている事項を中心に総合的対応策の内容を充実させるものとして取りまとめられた。
2019.6.28	「第三国定住による難民の受け入れの実施について」の閣議了解の一部変更	第三国定住による難民の受け入れについて、2020年度以降は、アジア地域に一時滞在している難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族を受け入れることなどに関する閣議了解の一部変更を行った。
2019.7.24 ～ 2019.11.14	顔認証ゲートの外国人出国手続における運用開始	2019年7月24日の羽田空港を皮切りに、成田空港、関西空港、福岡空港及び中部空港において、観光等の目的で入国した外国人の出国手続における顔認証ゲートの運用を開始した。
	顔認証ゲート導入空港の拡大及び外国人出国手続における運用開始	新千歳空港に顔認証ゲートを導入するとともに、外国人の出国手続における運用を開始した。
2019.7.25	在留申請手続のオンライン化に係る申請の受付開始	利用申出の承認を受けた所属機関等からの申請の受付を開始した。
2019.12.20 ～ 2020.1.31	バイオカート導入空港の拡大	羽田空港、博多港及び比田勝港においても運用を開始した。
2019.12.20	「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」の決定（外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	充実策の方向性に沿って、総合的対応策（改訂）を決定した。
2020.3.24	在留申請手続のオンライン化の対象申請種別及び在留資格の拡大	在留申請手続のオンライン化の対象申請種別に「在留資格認定証明書交付申請」「在留資格変更許可申請」「在留資格取得許可申請」及び「就労資格証明書交付申請」を追加するとともに、在留資格についても新たに「特定技能」を追加した。
2020.3月頃 ～	新型コロナウイルス感染症への対応	<p>本国への帰国が困難な外国人に対して、就労可能な「特定活動」への在留資格変更を認めるとともに、就労不可な「短期滞在」等で在留するものについては、資格外活動を許可するなどした。</p> <p>再入国許可（みなし再入国許可を含む）の有効期間内に日本へ再入国することができなかった元永住者の外国人について、入国時に「永住者」の在留資格を認めることとした。</p>

年月日	出来事	内容
		2020年4月20日以降、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、特定産業分野における再就職支援を行うとともに、一定の要件の下、「特定活動」の在留資格を許可し、本邦での雇用を維持するための支援を行った（同年9月7日以降、予定された技能実習を修了した技能実習生のうち、帰国便の確保や本国内の居住地への帰宅が困難と認められる者についても本措置の対象とした）。
		地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口において、外国人受入環境整備交付金の交付限度額を通常の運営費と合わせて交付限度額の倍額まで認める措置を講じた（2020.3.10～2022.3.31）。
		生活に困っている外国人等からの電話相談に多言語かつ無料で対応するF R E S Cヘルプデスクを設置した（2020.9～2022.6）。
		F R E S Cワクチン予約電話窓口を設置し、本事業の協力医療機関での接種予約のサポート及び接種券の発行に必要な書類についての相談・案内を多言語で実施したほか、協力医療機関の接種会場における多言語通訳支援を実施した（2021.10～2021.12）。
2020.4.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行	介護福祉士の資格を取得したルートにかかわらず、在留資格「介護」を認めることとした。
2020.4.1	「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	タイ及びマレーシアに限られていた第三国定住による難民の受入れ範囲をアジア地域に拡大することとした。
2020.7.6	外国人在留支援センター（F R E S C／フレスク）の開所	出入国在留管理庁、法テラス、東京法務局人権擁護部及び在留外国人の在留に関わる各省の関係機関を、新宿区のJR四ツ谷駅前のビルに集約させ、外国人の在留を支援するための施設を開所した。
2020.7.14	「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」を法務大臣へ報告	「第7次出入国管理政策懇談会」の下に設置された「収容・送還に関する専門部会」において取りまとめられた報告書「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」が法務大臣に提出された。
2020.7.14	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	外国人材の受入れ環境整備を更に充実・推進させる観点から総合的対応策（令和2年度改訂）を決定した。
2020.8.18	顔認証ゲート導入空海港の拡大	那覇空港においても運用を開始した。
2020.9.4	「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	初心者、初級者の外国人スキー客に対する外国語による指導が可能なスキーインストラクターを新たに受け入れるため、一定の要件を満たす者がスキーの指導に従事する活動について、在留資格「特定活動」を認めることとした。
2020.12.10	「今後の出入国在留管理行政の在り方」を法務大臣へ報告	「第7次出入国管理政策懇談会」において各種テーマについて議論が行われ、外国人との共生のための取組、我が国への外国人材の円滑な受入れ、出入国在留管理における新型コロナウイルス感染症への対策等について取りまとめられた報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」が法務大臣に提出された。
2020.12.25	在留カード等読み取りアプリケーションの無料配布開始	在留カード等のICチップの内容を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認するための機能を提供する、在留カード等読み取りアプリケーションの無料配布を開始した。
2021.4.1	特定技能制度に係る届出及び日本語教育機関の告示基準に基づく報告のオンライン受付の開始	特定技能所属機関及び登録支援機関が行う特定技能制度に係る各届出並びに日本語教育機関が行う日本語教育機関の告示基準に基づく各報告について、従来から行っている窓口又は郵送での受付に加え、「出入国在留管理庁電子届出システム」を利用したインターネットでの受付を開始した。

年月日	出来事	内容
2021.4.26	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行（外国人入国記録の電子化の開始）	外国人による上陸の申請に際し、外国人入国記録の電子的な提出が可能となった。
2021.6.9	A P I 及びP N R の「輸出入・港湾関連情報処理システム（N A C C S）」による報告の原則義務化	A P I 及びP N R について、原則としてN A C C S による報告を義務付けることとした。
2021.6.15	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等によって明らかになつた課題も踏まえ、外国人材の受入れ環境整備を更に充実・推進させる観点から、総合的対応策（令和3年度改訂）を決定した。
2021.6.16	「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律」の公布	銃砲刀剣類所持等取締法の改正に伴い、クロスピウを不法に所持する者が上陸拒否の対象者として追加された。
2021.10.28	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件」の公布	民法の改正により成年年齢が引き下げられることに伴い、「定住者」の在留資格を決定される中国残留邦人等の実子の範囲を20歳未満から18歳未満に改めた。
2021.11.29	「意見書～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～」を法務大臣に提出	「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」において取りまとめられた意見書が、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の共同議長である法務大臣に提出された。
2022.1.14	「出入国在留管理庁職員の使命と心得」の策定	「名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書」（2021.8.10公表）で示された改善策の1つとして、職員の意識改革のため策定した。
2022.2.28	「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」を法務大臣へ報告	「名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書」を踏まえ「出入国在留管理官署の収容施設における医療体制の強化に関する有識者会議」において取りまとめられた提言を法務大臣に報告した。
2022.3.2 ～3.3	第1回東京イミグレーション・フォーラムの開催	18か国の国・地域の出入国在留管理当局の代表が参加し開催された。それぞれの国・地域において直面する課題等について情報共有や意見交換がなされた。
2022.3.2	ウクライナ避難民への対応	ロシアによるウクライナ侵攻により発生したウクライナ避難民について、総理大臣が我が国への受入れを表明した。官房長官を長とする「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」を司令塔として、政府一体となって必要な支援を行っていくことを確認した。
2022.3.9 ～3.16	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行	在留申請手続のオンライン化の利用者について、外国人本人や法定代理人等を追加するとともに、申請対象となる在留資格について新たに「日本人の配偶者等」などを追加した。
2022.6.14	「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	「意見書～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～」を踏まえ、目指すべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的な施策を示すロードマップを決定した。
2022.6.14	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップも踏まえ、総合的対応策（令和4年度改訂）を決定した。
2022.12.8	「出入国管理に係る事項に関する情報共有に関するニュージーランド企業・技術革新・雇用省ニュージーランド移民局と日本国出入国在留管理庁との間の協力覚書」の合意	日本及びニュージーランド出入国在留管理当局の間で、情報交換を促進することを意図し、合意した。
2022.12.12 ～12.14	第2回東京イミグレーション・フォーラムの開催	18か国の国・地域の出入国在留管理当局の代表が参加し開催された。それぞれの国・地域において直面する課題等について情報共有や意見交換がなされた。
2023.3.24	「難民該当性判断の手引」の策定・公表	難民認定制度の運用の一層の適正化に向けた取組の一環として、難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定し、公表した。
2023.4.21	高度外国人材の受入れに係る新たな制度の導入	「第4回教育未来創造会議」における総理指示を踏まえ、更なる高度人材の受入れを促進するため、「特別高度人材制度（J-S k i p）」及び「未来創造人材制度（J-F i n d）」を導入した。
2023.5.31	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布	在留資格「興行」の上陸基準について、申請人が演劇等の興行に係る活動に従事しようとする場合の要件を緩和することとした。

年月日	出来事	内容
2023.6.2	「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の公布（文部科学省）	日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを文部科学大臣が認定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関において日本語教育を行う教員の資格が整備された。
2023.6.9	「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップに関する意見聴取会」における指摘事項等を踏まえ、ロードマップ（令和5年度一部変更）を決定した。
2023.6.9	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップ（令和5年度一部変更）を踏まえ、総合的対応策（令和5年度改訂）を決定した。
2023.6.16	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」（令和5年法律第56号。以下「2023年改正法」という。）の公布	退去強制手続における送還・収容の現状に鑑み、退去強制手続を一層適かつ実効的なものとするため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等の措置を講ずるほか、難民に準じて保護すべき者を保護する補完的保護対象者の認定制度の創設等を内容とする2023年改正法が公布された。
2023.11.1	2023年改正法の一部施行	・在留カード及び特別永住者証明書の有効期間の更新に関する見直し 16歳未満の外国人に係る在留カード及び特別永住者証明書の有効期間の満了日について、それぞれ「16歳の誕生日の前日」又は「在留期間の満了の日若しくは16歳の誕生日の前日のいずれか早い日」に改められた。
2023.12.1	2023年改正法の一部施行	・補完的保護対象者の認定制度の創設 難民条約上の難民以外の者で、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の5つの理由であること以外の要件を全て満たすものに難民と同様の保護を与える補完的保護対象者認定制度が創設された。 また、同制度の施行に伴い、補完的保護対象者等への支援に関する当面の具体的措置等を決定した（難民対策連絡調整会議決定）。
2023.12.20～12.22	第3回東京イミグレーション・フォーラムの開催	17か国・地域の出入国在留管理当局の代表が参加し開催された。それぞれの国・地域において直面する課題等について情報共有や意見交換がなされた。
2024.01.01	「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」創設及び実施	外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解を促進することを目的として、2024年から毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と定め、各種啓発活動を実施していくこととした。
2024.3.5	在留特別許可に係るガイドラインの改定	2009年7月に改定した「在留特別許可に係るガイドライン」を見直し、各考慮事情の評価に関する考え方を示すことで、在留特別許可の許否判断の透明性を更に高めた。
2024.3.29	特定技能の受入れ見込数の再設定及び対象分野等の追加	特定技能制度では、受入れ分野ごとに5年間の1号特定技能外国人の受入れ見込数を設定しているところ、令和6年4月から向こう5年間の各分野の受入れ見込数を再設定（全分野における総数82万人）したほか、対象分野に4分野を新たに追加し、また、3つの既存の分野に新たな業務を追加等することとした（令和6年3月29日閣議決定）。
2024.3.31	デジタルノマドの受入れ	いわゆる「デジタルノマド」と呼ばれる国際的なりモートワーカーの呼び込みに向け、2024年3月に新たな制度を創設した。具体的には、査証免除対象である国・地域かつ租税条約締結国・地域等の国籍等を有している者であることや、申請人個人の年収が1,000万円以上であることなどを要件とし、最長6月の間、本邦において、外国の企業との契約等に基づいたリモートワークができることとした。
2024.6.10	2023年改正法の施行	・在留特別許可制度の見直し 在留を認めるべき者を一層確実に保護するため、在留特別許可の考慮事情を明確化した上で、当該事情を主張できる機会を保障するものとして在留特別許可の申請手続が創設され、在留特別許可の判断の適正性を確保するため、在留を認めない場合には、不許可理由を通知することとされた。

年月日	出来事	内容
		<p>・送還停止効の例外規定の創設 3回目以降の難民等認定申請者、我が国において3年以上の実刑に処せられたことがある者、外国人テロリスト等の我が国への在留を認めるべきではなく、送還停止効により法的地位の安定を図る必要がない者については、難民等の認定を行うべき相当の理由がある資料の提出があった場合を除き、送還停止効の例外とされた。</p> <p>・罰則付き退去等命令制度の創設 退去を拒む自国民の受取を拒否する者の者及び航空機内で送還妨害行為に及ぶ者に限り、一定の要件を満たした場合に、相当の期間を定めて本邦からの退去を命じ、これに従わないときには刑事罰を科され得ることとし、これにより間接的に自ら本邦から退去することを促す制度が創設された。 また、送還するために必要がある場合には、相当の期間を定めて旅券発給申請など必要な行為をすべきことを命じ、これに従わないときには、刑事罰を科され得ることとし、これにより間接的に自ら旅券発給申請等をすることを促す制度が創設された。</p> <p>・自発的な帰国を促す措置の拡大 出国する意思をもって自ら出頭した者に加え、入国審査官から退去強制対象者に該当すると認定される前に自ら出国する意思を表明した者についても出国命令を発出できることとされた。 また、出国命令の対象とならず退去強制令書の発付を受けた者であっても、自らの負担で本邦から退去する許可を受けた場合であって相当と認められるときには、その者の上陸拒否期間を1年とすることができる制度が創設された。</p> <p>・収容に代わる監理措置制度の創設 監理人による監理の下、逃亡等を防止しつつ、収容しないで退去強制手続を進める措置として監理措置制度が創設された。 監理措置制度では、個別の事案ごとに逃亡等のおそれの程度に加えて本人が受けける不利益の程度も考慮して監理措置に付すか収容するかが判断され、一旦収容した場合であっても3か月ごとに監理措置に付すことが相当か否かを必要的に見直すこととされた。</p> <p>・仮放免制度の見直し 監理措置制度の創設に伴い、仮放免制度が見直され、本来の趣旨に合致するよう、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により収容を一時的に解除する制度とされた。 仮放免制度の見直しにより、仮放免の許可に当たり保証金を納付することは要しないものとされ、また、健康上の理由に基づく仮放免請求に対する判断に当たっては、医師に意見を聴くなど、健康状態に十分配慮するよう努めることとされた。</p> <p>・収容施設内における一層適正な待遇の実施 適正な待遇を実現するために必要な規定として、常勤医師の兼業要件の緩和に関する規定、被収容者に対し社会一般の医療水準に照らして適切な医療上の措置等を講じることを定める規定、3か月ごとに健康診断を実施することを定める規定等が整備された。</p> <p>・その他所要の措置 違反調査に当たってのデジタル証拠の収集手段の拡充等の所要の規定が整備された。</p>
2024.6.21	「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第59号) の公布	本邦に適法に在留する外国人の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るために、在留カード等と個人番号カードの一体化等を内容とする改正法が公布された。
2024.6.21	「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第60号) の公布	技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、一号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等を内容とする改正法が公布された。

年月日	出来事	内容
2024.6.21	「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和6年度一部変更）」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップに関する意見聴取会」における指摘事項等を踏まえ、ロードマップ（令和6年度一部変更）を決定した。
2024.6.21	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和6年度改訂）」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップ（令和6年度一部変更）を踏まえ、総合的対応策（令和6年度改訂）を決定した。

# 索引

1

1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約  
(F A L 条約) ..... 130

あ

アジア太平洋経済協力 (A P E C) ..... 130  
明日の日本を支える観光ビジョン ..... 149

い

育成就労制度 ..... 73, 74  
一時庇護のための上陸 ..... 66, 127, 160, 183  
違反審判手続 ..... 53, 178  
違反調査 ..... 43, 53, 60, 176, 178, 179, 213

う

ウクライナ避難民対策連絡調整会議 ..... 211  
受入環境調整担当官 ..... 104, 113

え

永住許可 ..... 27, 32, 37, 73, 75, 84, 165, 166, 178,  
..... 182, 207, 209, 213

お

オール・トゥギヤザー・フェスティバル ..... 110,  
..... 113

か

外国人育成就労機構 ..... 73, 74, 213

外国人受入環境整備交付金 ..... 104, 210  
外国人起業活動促進事業に関する告示 ..... 88  
外国人技能実習機構 ..... 38, 39, 40, 41, 73, 74, 90,  
..... 91, 92, 139, 207  
外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会  
議 ..... 72, 95, 99, 208, 209, 210, 211, 212, 214  
外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応  
策 ..... 99, 103, 114, 208, 209, 210, 211, 212, 214  
外国人在留支援センター (F R E S C) ..... 105,  
..... 113, 210  
外国人在留総合インフォメーションセン  
ター ..... 106  
外国人支援コーディネーター ..... 106, 107, 111  
外国人生活支援ポータルサイト ..... 107, 108, 109,  
..... 209  
外国人との共生社会の実現に向けたロード  
マップ ..... 99, 100, 101, 113, 211, 212, 214  
外国人入国記録 (E D カード) ..... 81, 206, 211  
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習  
生の保護に関する法律 (技能実習法) ..... 38,  
..... 72, 163, 207, 213  
顔認証ゲート ..... 80, 81, 208, 209, 210  
仮滞在許可制度 ..... 63, 64  
仮放免 ..... 56, 62, 122, 127, 147, 213  
観光ビジョン実現プログラム ..... 78, 81  
監理団体 ..... 29, 38, 39, 40, 41, 90, 91, 92, 204, 207  
監理支援機関 ..... 73, 74  
監理措置 ..... 122, 213  
監理人 ..... 122, 213

き

寄港地上陸 ..... 160  
偽装滞在者 ..... 71, 116, 117, 147, 173, 207  
規制改革実施計画 ..... 89  
技能実習S O S・緊急相談専用窓口 ..... 41  
技能実習計画 ..... 29, 30, 31, 38, 39, 40, 163, 164,  
..... 207  
技能実習生手帳 ..... 41  
技能実習制度 ..... 1, 29, 38, 40, 71, 72, 73, 74, 90,  
..... 202, 204, 205, 208, 213

- 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 ..... 72  
 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム ..... 90, 208  
 救急対応マニュアル ..... 119  
 共同キオスク ..... 77  
 緊急上陸 ..... 160

## け

- 経済開発協力機構（O E C D） ..... 130  
 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針） ..... 93, 101, 149

## こ

- 口頭審理 ..... 14, 15, 16, 53, 54, 55, 147, 155, 156, ..... 176, 178  
 高度外国人材 ..... 84, 86, 105, 204, 205, 207, 208, ..... 211  
 高度人材ポイント制 ..... 84, 85, 86, 207, 208  
 国際人権A規約 ..... 130  
 国際人権B規約 ..... 130  
 国際民間航空機関（I C A O） ..... 130  
 国際民間航空条約（シカゴ条約） ..... 130  
 国費送還 ..... 58, 59, 60  
 国家戦略特別区域 ..... 86, 87, 88, 206, 208  
 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業 ..... 86, 87, 88

## さ

- 再入国許可 ..... 5, 11, 12, 13, 32, 79, 88, 165, 166, ..... 167, 173, 194, 202, 204, 205, 209  
 在留カード ..... 3, 22, 32, 36, 74, 75, 76, 117, 118, ..... 166, 167, 168, 169, 185, 195, 202, 204, 210, ..... 212, 213  
 在留カード等読み取りアプリケーション ..... 118, 210  
 在留期間更新許可 ..... 32, 69, 75, 76, 86, 88, 165  
 在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン ..... 109, 112  
 在留資格取得許可 ..... 32, 166, 209  
 在留資格取消制度 ..... 33, 34

- 在留資格認定証明書 ..... 18, 41, 87, 158, 159, 202, ..... 209  
 在留資格変更許可 ..... 27, 28, 29, 30, 31, 32, 41, 69, ..... 75, 165, 209  
 在留特別許可 ..... 56, 57, 62, 67, 116, 133, 178, 202, ..... 212  
 査証事前協議 ..... 18, 158, 159

## し

- 資格外活動許可 ..... 33, 49, 88, 139, 167  
 自主的帰国及び社会復帰支援プログラム ..... 121  
 事前旅客情報（A P I） ..... 83  
 事前旅客情報システム（A P I S） ..... 83  
 実習実施者 ..... 29, 39, 40, 41, 90, 91  
 自動化ゲート ..... 79, 81, 207  
 自費出国 ..... 58, 59, 120, 121, 179  
 収容・送還に関する専門部会 ..... 210  
 収容令書 ..... 56, 62, 122, 147, 178  
 出国命令 ..... 46, 60, 61, 116, 120, 121, 178, 179, ..... 213  
 出身国情報（C O I） ..... 125, 126  
 出入国管理政策懇談会 ..... 202, 204, 205, 206, 210  
 乗員上陸許可 ..... 13, 160, 202  
 乗客予約記録（P N R） ..... 83  
 上陸特別許可 ..... 18, 156  
 新型コロナウイルス感染症 ..... 2, 5, 11, 12, 19, 43, ..... 46, 77, 78, 81, 82, 99, 116, 149, 194, 209, 210, ..... 211  
 審査請求 ..... 64, 65, 183, 206  
 人身取引対策関連法令執行タスクフォース ..... 68  
 人身取引対策行動計画 ..... 67  
 人身取引対策推進会議 ..... 67

## す

- 隨時届出 ..... 171, 172

## せ

- 生活・就労ガイドブック ..... 108  
 生活オリエンテーション動画 ..... 110

- 政府基本方針 ..... 93, 95, 97  
船舶観光上陸 ..... 81, 160, 179, 205

そ

- 送還忌避 ..... 120, 121, 210  
送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言 ..... 210  
送還停止効 ..... 120, 213  
遭難による上陸 ..... 160

た

- 退去強制手続 ..... 1, 43, 46, 47, 48, 49, 50, 59, 69, ..... 82, 117, 122, 140, 147, 154, 155, 156, 176, ..... 177, 178, 180, 212, 213  
退去強制令書 ..... 55, 56, 59, 62, 64, 120, 121, 122, ..... 147, 178, 179, 213  
第三国定住 ..... 64, 126, 127, 165, 202, 204, 206, ..... 209, 210

つ

- 通過上陸 ..... 160

て

- 定期届出 ..... 172  
定住支援プログラム ..... 114, 124  
デジタルノマド ..... 89, 164, 167, 212

と

- 東京イミグレーション・フォーラム ..... 130, 131, ..... 211, 212  
登録支援機関 ..... 41, 42, 73, 171, 172, 208, 209, ..... 210  
特定技能所属機関 ..... 147, 171, 172, 210  
特定技能制度 ..... 1, 38, 41, 71, 72, 73, 90, 93, 94, ..... 97, 98, 210, 212, 213  
特定技能総合支援サイト ..... 98

- 特定産業分野 ..... 73, 93, 95, 97, 163, 210  
特定在留カード ..... 75, 76  
特定特別永住者証明書 ..... 75  
特定非営利活動法人なんみんフォーラム ..... 127  
特別永住者証明書 ..... 3, 22, 36, 37, 74, 75, 76, 118, ..... 166, 169, 173, 174, 175, 185, 195, 204, 212  
特別高度人材制度（J-Skip） ..... 85, 211  
特別審理官 ..... 14, 15, 53, 55, 155, 156, 176, 178  
特例上陸 ..... 13, 60, 155, 160, 183  
トラスティド・トラベラー・プログラム（TP） ..... 79, 207

な

- 名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書 ..... 119, 211  
難民該当性判断の手引 ..... 125, 211  
難民審査参与員 ..... 63, 183, 204, 206  
難民調査官 ..... 124, 125, 182  
難民認定制度 ..... 63, 124, 125, 154, 205, 206, 208, ..... 211  
難民条約 ..... 63, 64, 124, 125, 154, 180, 183, 212  
難民旅行証明書 ..... 182

に

- 二国間取決め（MOC） ..... 38, 91, 92, 97  
日系四世 ..... 87  
日系四世受け入れセンター ..... 87  
日本再興戦略 ..... 88, 149, 204, 207  
入管法第59条による送還 ..... 58, 60  
入国情事前審査 ..... 18  
入國者収容所等視察委員会 ..... 119, 202  
入國警備官 ..... 53, 60, 61, 116, 117, 119, 123, 145, ..... 147, 173, 176, 178, 179, 207  
入國審査官 ..... 14, 15, 41, 46, 47, 48, 53, 60, 61, 76, ..... 79, 80, 81, 117, 122, 125, 147, 154, 155, 156, ..... 161, 173, 176, 178, 179, 183, 203, 205, 207, ..... 208, 213

は

- バイオカート ..... 78, 207, 208, 209

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律	69	ら
配偶者暴力相談支援センター	69	
犯罪対策閣僚会議	67	
		ライフ・イン・ハーモニー推進月間…110, 114, …212

## ひ

被上陸拒否者	16, 17
--------	--------

## ふ

不法残留	43, 44, 45, 46, 48, 49, 55, 56, 60, 67, …69, 133, 147, 179
不法就労	14, 50, 51, 52, 53, 73, 77, 90, 116, 118, …133
不法上陸	48, 56
不法入国	14, 47, 48, 55, 56, 82, 131, 147, 203, …206
プレクリアランス	78
分野別運用方針	73, 95, 96, 97

## ほ

補完的保護対象者	63, 64, 65, 114, 124, 125, …145, 147, 154, 178, 180, 181, 182, 183, 212
----------	--

## ま

マイナンバーカード	74, 75, 76, 88
-----------	----------------

## み

みなし再入国許可	5, 11, 12, 194, 205, 209
未来創造人材制度（J-Find）	…85, 211
未来投資戦略	88

## や

やさしい日本語	98, 108, 109, 110, 112, 135
やさしい日本語研修教材例	109, 112



## 出入国在留管理 (2024年版)

2024年12月 発行

出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関 1-1-1



2024  
出入国在留管理